

第 2 部

平成30年度において ものづくり基盤技術の 振興に関して講じた施策

はじめに

政府は、「未来投資戦略2018」（2018年6月15日閣議決定）に基づき、アベノミクスによる経済の好循環を確かなものとし、これを拡大すべく各種施策に取り組んでいるところである。

以下では、2018年度においてものづくり基盤技術の振興に関して講じた施策を報告する（経済産業省、厚生労働省、文部科学省の省庁連携施策には小見出しに連携省庁を記載する）。

第1章

ものづくり基盤技術の研究開発に関する事項

第1節 ものづくり基盤技術に関する研究開発の推進等

1 ものづくり基盤技術に関する研究開発の実施及びその普及

(1) 研究開発税制等の推進

① 研究開発税制

(ア) 試験研究費の総額に係る税額控除制度（総額型）

2017年度から、総額型（税額控除の上限は法人税額の25%を限度）に投資増加インセンティブを組み込み、試験研究費の増減割合に応じて控除率を6～14%とする仕組みを導入し、試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合には、その割合に応じて、税額控除の上限を最大10%上乗せする措置を講じたところであり、引き続き当該措置を講じた（ただし、試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の上乗せ措置については、下記（エ）との選択適用。なお、控除率10%超の部分及び当該上乗せ措置については、2019年度税制改正において、所要の見直しの上、適用期限を2年延長（2020年度まで）することとされている。）。

(イ) 特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）

特別試験研究費税額控除制度（国の研究機関、大学その他の者との共同研究及び国の研究機関、大学、中小企業者への委託研究等に要する費用について、20%又は30%を控除できる制度（税額控除の上限は法人税額の5%を限度）を引き続き講じた。

(ウ) 中小企業技術基盤強化税制

2017年度から、中小企業向け支援を強化するため、従来の控除率12%・税額控除の上限は法人税額の25%を維持した上で、試験研究費が5%超増加した場合には、控除率を最大で17%・税額控除の上限を10%上乗せする措置を講じたところであり、引き続き当該措置を講じた（ただし、試験研究費が5%超増加した場合の上乗せ措置については、上記（ア）の上乗せ措置、下記（エ）との選択適用。なお、当該上乗せ措置については、2019年度税制改正において、所要の見直しの上、適用期限を2年延長（2020年度まで）することとされている。）。

(エ) 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の税額控除制度

試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合に、その超過額に一定の割合を乗じた額を控除できる制度（税額控除の上限は法人税額の10%を限度）を引き続き講じた（ただし、上記（ア）・（ウ）の上乗せ措置との選択適用。なお、当該措置については、2019年度税制改正において、総額型の上乗せ措置の見直しに伴い、適用期限の到来（2018年度まで）をもって廃止することとされている。）。

(2) ものづくり基盤技術の開発支援

① AIチップ・次世代情報処理技術の開発

（121億50百万円（当初）、17億円（補正））

IoT社会の到来により増加した膨大な量の情報を効率的に活用するため、ネットワークのエッジ側で動作する超低消費電力の革新的AIチップに係るコンピューティング技術や、新原理により高速化と低消費電力化を両立する次世代コンピューティング技術（量子コンピュータ、脳型コンピュータ等）等の開発を実施した。加えて、AIチップ開発に必要な設計ツール等の開発環境、共通基盤技術、開発に必要な知見等を提供することにより、民間企業等のAIチップ開発を支援した。また、クラウドコンピューティングの進展等により課題となっているデータセンタの消費電力抑制に向けて、電子回路と光回路を組み合わせた光エレクトロニクス技術の開発を実施した。

② AIP：人工知能／ビッグデータ／IoT／サイバーセキュリティ統合プロジェクト（85億38百万円）＜内閣府、総務省、文科省、厚労省、農水省、経産省、国交省＞

理化学研究所に設置した革新知能統合研究センター（AIPセンター）において、革新的な人工知能基盤技術の構築や、再生医療、ものづくりなどの日本が強みを持つ分野をさらに発展させるため、また高齢者ヘルスケア、防災・減災、インフラの保守・管理技術などの我が国の社会的課題を解決するための人工知能等の基盤技術を実装した解析システムの研究開発を実施するとともに、科学技術振興機構（JST）において、人工知能等の分野における若手研究者の独創的な発想や、新たなイノベーションを切り開く挑戦的な研究課題に対する支援を一体的に推進している。

③ 未来開拓研究プロジェクト（86億50百万円）

＜経産省、文科省＞

研究開発プロジェクトが小粒化、近視眼化する傾向にあるなか、技術で勝ってビジネスでも勝てるよう、我が国が強みを持つ技術であり、かつ、我が国経済社会に大きなインパクトを与える、従来技術の延長線上にない開発リスクの高い技術を未来開拓研究に指定し、文部科学省等との緊密な連携の下、研究開発を推進している。

④ 研究成果展開事業（先端計測分析技術・機器開発プログラム）（国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数）

独創的な研究開発を支える基盤を整備するため、先端計測分析における革新的な要素技術開発、機器開発の推進及びこれまでの開発成果の活用・普及を促進した。

⑤ ナノテクノロジープラットフォーム（19億35百万円）

ナノテクノロジーに関する最先端の研究設備とその活用のノ

ウハウを有する機関が協力して、全国的な共用体制を構築することにより、産学官の利用者に対し、最先端設備の利用機会と高度な技術支援を提供した。

⑥元素戦略プロジェクト<研究拠点形成型>

(19億95百万円) <経産省、文科省>

我が国の産業競争力強化に不可欠である希少元素(レアアース・レアメタル等)の革新的な代替材料を開発するため、物質中の元素機能の理論的解明から新材料の創製、特性評価までを密接な連携・協働の下で一体的に推進した。

⑦光・量子飛躍フラッグシッププログラム(Q-LEAP)

(22億円)

量子科学技術(光・量子技術)は、例えば近年爆発的に増加しているデータの超高速処理を可能とするなど、新たな価値創出のコアとなる強みを有する基盤技術である。経済・社会的な重要課題に対し、量子科学技術を駆使して、非連続的な解決を図るべく、2018年度より本プログラムを開始した。本プログラムでは、①量子情報処理(主に量子シミュレータ・量子コンピュータ)、②量子計測・センシング、③次世代レーザーを対象とし、プログラムディレクターによるきめ細かな進捗管理によりプロトタイプによる実証を目指す研究開発を行うFlagshipプロジェクトや、基礎基盤研究を推進している。

(3) 国家基幹技術の開発・利用によるものづくり基盤の強化

①大型放射光施設(SPring-8)の整備・共用(99億9百万円* (当初)、11億62百万円(補正))

大型放射光施設(SPring-8)は、光速近くまで加速した電子の進行方向を変えることで発生する極めて明るいX線「放射光」を用いて、物質の原子・分子レベルの構造などを解析できる世界最高性能の研究基盤施設である。材料科学、環境・エネルギー分野や生命科学、創薬等、我が国の経済成長を牽引する様々な分野で革新的な研究開発に貢献している。産業利用の割合は約2割と、諸外国の同様の施設と比べても高い。2018年度は年間16,000人以上の産官学の研究者に利用された。

※ SPring-8 及び SACLA で一体的に運用する経費を含む。

②X線自由電子レーザー施設(SACLA)の整備・共用(70億19百万円*)

X線自由電子レーザー施設(SACLA)は、レーザーと放射光の特長を併せ持つ高度な光を発生させ、原子レベルの超微細構造や化学反応の超高速動態・変化を瞬時に計測・分析する世界最先端の研究基盤施設である。光合成メカニズムの解明や、燃料電池の開発、創薬など、学術・産業ともに世界最先端の革新的な研究開発成果が創出されている。

※ SPring-8 及び SACLA で一体的に運用する経費を含む。

③大強度陽子加速器施設(J-PARC)の整備・共用(175億75百万円)

大強度陽子加速器施設(J-PARC)は、極めて大強度の陽子加速器により生成された中性子やミュオン、ニュートリノ等を

利用して、素粒子物理、生命科学、材料科学、環境・エネルギー分野などの幅広い分野の研究開発が可能な研究基盤施設である。特に中性子線施設は、全固体セラミック電池の実現等、画期的な研究成果が創出されており、全実験課題のうち2~3割が民間企業による産業利用である。2018年度は年間のべ14,000人以上の産学官の研究者に利用された。

④革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ(HPCI)の構築(127億85百万円)

HPCIは、世界最高水準の計算性能を有するスーパーコンピュータ「京」を中核とし、国内の大学等のスーパーコンピュータやストレージを高速ネットワークでつなぎ、多様な利用者のニーズに対応する計算環境を提供するものであり、2012年9月末に共用を開始以降、「ものづくり」を含む様々な分野における研究開発で活用されている。例えば、自動車の開発などで従来行われている風洞実験では実現が難しい、高速走行時に車両が蛇行した際の走行安全性をシミュレーションで実現することで、設計期間の短縮、コスト削減による産業競争力の強化への貢献が期待されている。

⑤ポスト「京」の開発(56億30百万円(当初)、208億60百万円(補正))

最先端のスーパーコンピュータは、科学技術や産業の発展などで国の競争力を左右するため、各国が開発にしのぎを削っている。文部科学省では、我が国が直面する社会的・科学的課題の解決に貢献するため、2021年から2022年の運用開始を目標に、「京」の後継機であるポスト「京」を開発するプロジェクトを推進している。また、ものづくり・創薬・エネルギー分野等で用いるアプリケーションについても、システムとの協調的な開発に取り組んでいる。2018年度には、総合科学技術・イノベーション会議において中間評価が実施され、「ポスト「京」製造・設置に向け遅延なく推進していくことが適当」と評価されたことを踏まえ、製造に着手した。

⑥官民地域パートナーシップによる次世代放射光施設(新たな軟X線向け高輝度3Gev級放射光源)の推進(2億34百万円)

最先端の科学技術は、物質の「構造解析」に加え物質の「機能解析」が重要となっており、物質の電子状態やその変化を高精度で追える、次世代の放射光施設(軟X線に強みを持つ高輝度3Gev級放射光源)の早期整備が求められている。同施設は、学術・産業ともに高い利用ニーズが見込まれることから、財源負担も含めて「官民地域パートナーシップ」により整備することとされており、文部科学省では、2018年7月、民間主体のパートナーを選定し、次世代放射光施設の具体化を進めている。

⑦AI技術とものづくり技術の融合を目指した研究拠点の整備(194億99百万円(2016年度第二次補正))

AI技術と我が国の強みであるものづくり技術の融合を目指し、AI技術の研究開発及び社会実装を加速化するため、国内外の叡智を集めた産学官一体の研究拠点の構築に取り組んでいる。

る。具体的には、東京大学柏キャンパス、産業技術総合研究所臨海副都心センターにセンサー等の試作環境、工場等でのロボット利用の模擬環境、世界最高性能 AI サーバ等を整備する。2018 年度は 8 月に、柏の葉において AI クラウド計算システムの本格運用が開始、11 月には柏センターが完工、12 月には臨海センターに新たに「サイバーフィジカルシステム研究棟」が構築された。

(4) 提案公募型の技術開発支援

①中小企業技術革新制度

中小企業等経営強化法(平成 11 年法律第 18 号)に基づき、新産業の創出につながる新技術開発のための特定補助金等の指定及び特定補助金等における中小企業者向け支出の目標額の設定、特定補助金等を利用して開発した成果の事業化支援措置等の方針の作成により、国等の研究開発予算の中小企業者への提供拡大及び技術開発成果の事業化を図った。

②戦略的基盤技術高度化支援事業(130 億円の内数)

我が国経済を牽引していく重要産業分野の競争力を支える特定ものづくり基盤技術の高度化等に向け、中小企業ものづくり高度化法の認定を受けた計画に基づき、中小企業・小規模事業者が産学官連携して行う製品化につながる可能性の高い研究・開発及び販路開拓への取組を支援することとし、2018 年度は 126 件採択した。

③ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業(1,000 億円(2017 年度補正))

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、認定支援機関と連携して、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等を支援することとし、2018 年度は 11,989 件採択した。

④研究開発型スタートアップ支援事業((国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費交付金の内数)

海外 VC の誘致や国内 VC 等の育成も含め、VC や事業会社との連携を行う研究開発型スタートアップへの支援施策を行うこと等によって、我が国におけるベンチャー・エコシステムの発展を図るとともに、オープンイノベーション推進に向けた取組を実施した。

(5) オープンイノベーション拠点 TIA の取組

<経産省、文科省>

オープンイノベーション型の研究開発を加速させるため、(国研)産業技術総合研究所、(国研)物質・材料研究機構、筑波大学、高エネルギー加速器研究機構(KEK)、東京大学及び(一社)日本経済団体連合会が連携してオープンイノベーション拠点である「TIA」を推進してきた。民間企業が TIA を活用して、優れた性能を有する半導体の研究開発を行うなど、民間企業や大学等と連携網を広げ、産学官に開かれた研究開発拠点として、オープンイノベーションと人材育成を一体的に推進している。

設立 9 年目の 2018 年度には、材料開発やパワーデバイス開発の成果による実用化や製品化と新原理 LSI の実用化試験など、企業連携によるイノベーションが結実している。また、5 機関の研究者がチームを作って探索研究に取り組む「かけはし」事業では技術融合によるインパクトのある新技術が生まれている。さらに人材育成事業では、サマーオープンフェスティバルに学生や企業研究者等 383 名、若手研究人材の育成を目的とする事業(Nanotech CUPAL)に延べ 200 名の参加を得た(両者の重複約 50 名)。

2 技術に関する研修及び相談・助言等

(1) (独) 中小企業基盤整備機構における経営相談・専門家派遣事業((独) 中小企業基盤整備機構交付金の内数)

(独) 中小企業基盤整備機構では、中小企業支援の高度な専門性と知見を有する専門家等が、創業予定者や創業間もない企業、株式公開を目指している中小企業、経営革新や新事業開拓を目指している中小企業、その他経営課題の解決に取り組む中小企業等に対して、経営相談及び専門家派遣等を通じて成長発展段階に応じたハンズオン支援を実施した。

(2) 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(50 億 20 百万円の内数)

中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を配置し、一歩踏み込んだ専門的な助言を行うとともに、特に高度・専門的な経営課題に対応するために専門家派遣を実施した。

3 知的財産の取得・活用に関する支援

(1) 模倣品・海賊版対策について

①政府模倣品・海賊版対策総合窓口による対応

2004 年 8 月に経済産業省に設置された一元的相談窓口において、権利者等からの模倣品・海賊版に関する相談や情報提供を受け付け、関係省庁と連携して解決への対応を行うとともに、必要に応じて外国政府等への働きかけを実施した。

また、外国政府の制度・運用等の対応に問題があることにより、知的財産権に関し利益が適切に保護されていない事案がある場合、本窓口に対する申立に基づき日本政府が調査を行い、必要があれば、二国間協議等を実施する「知的財産権の海外における侵害状況調査制度」の運用を行っている。

②知的財産保護官民合同訪中代表団の派遣

産業界との連携の下、2018 年 12 月に北京に官民合同訪中代表団(実務レベル)を派遣し、中国政府の知的財産保護担当部局に対して、法制度・運用の改善等について要請を行い、情報共有等の両国間の連携を継続していくことを確認した。

(2) 知的資産経営の推進

我が国企業における自主的な知的資産経営報告書の作成による無形資産の「見える化」の促進に資するため、「知的資産経営 WEEK2018」の開催を支援し、各セミナー等において講演を通じ情報提供を行うことで、知的資産経営の更なる普及・啓発を図った。

(3) 営業秘密管理に関する普及啓発

2015年に改正された不正競争防止法の施行を受けた営業秘密保護強化の一環として、都道府県警察の営業秘密保護対策官との連携、営業秘密侵害事犯の被害相談の指導、企業への周知活動を継続した。2018年度は、各地で警察庁・都道府県警察と共同の講演会を行う等、普及啓発においても連携を進めた。

また、官民の実務者間において企業情報の漏えいに関する最新の手口やその対応策に関する情報交換を緊密に行う場である「営業秘密官民フォーラム」の参加団体向けに、判例分析や逮捕情報等に関する情報を掲載した営業秘密に関するメールマガジン「営業秘密のツボ」を毎月配信している。

さらに、秘密情報の漏えいを未然に防止するための様々な対策をとりまとめた「秘密情報の保護ハンドブック～企業価値向上に向けて～」(2016年2月公表)やその簡易版となる小冊子「秘密情報の保護ハンドブックのてびき～情報管理も企業力～」(2016年12月公表)、不正競争防止法による保護を受けるために必要となる最低限の水準の対策を示す「営業秘密管理指針」(2019年1月改訂)等の周知活動を、HP(2019年1月リニューアル)や講演において引き続き行った。

(4) 知財権情報の活用・出願手続等に関する支援

①特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)((独)工業所有権情報・研経館運営費交付金の内数)

特許情報を活用した効率的な先行技術調査及び技術開発等を促進するため、インターネット上の無料サービス「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)」を通じて、国内外で発行された約1億件以上の特許、実用新案、意匠及び商標の公報及び審査関連情報を提供している。審査関連情報については、「ワン・ポータル・ドシエ(OPD)照会」を通じて、世界各国の特許出願に関する情報を一括把握することが可能である。

2018年度には、2019年度に実現予定のJ-PlatPat機能改善(経過情報タイムラグの解消、提供書類の拡充等)に向けてシステム開発を行った。

②特許出願技術動向調査

企業や大学、公的研究機関における研究開発活動の検討や効果的な出願戦略の構築のための資料、行政機関の科学技術政策等の策定のための基礎資料を提供することを目的として、特許出願技術動向の調査を行っている。2018年度は、12の技術

テーマについて調査を実施した。

(5) 権利化に対する支援

①円滑な権利化に対する支援

中小企業の円滑な特許権取得を促進するため、特許法、産業技術力強化法及び中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(中小ものづくり高度化法)に基づき、一定の要件を満たす中小企業を対象として、特許料(第1年分から第10年分)及び審査請求料の半額軽減措置を講じている。

また、2014年4月1日から、産業競争力強化法に基づき、中小ベンチャー企業、小規模企業等を対象として、特許料(第1年分から第10年分)及び審査請求料、PCT国際出願に係る調査手数料及び送付手数料等を3分の1に軽減する措置を講じている。^{注1}なお、中小企業による2018年度の軽減措置の利用件数は36,975件であった。

②早期権利化に対する支援

これまでの特許制度を巡る情勢変化や新たな課題を踏まえ、2023年度までに特許の「権利化までの期間^{注2}」と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、平均14か月以内、平均10か月以内とするなど、「世界最速・最高品質の特許審査」の実現を目指している。また、研究開発成果の早期活用、グローバルな経済活動等に対する支援を目的として、特許出願に対する早期審査・早期審理を継続して実施した。加えて、地震により被災した企業の企業活動に必要な技術を早期に保護し、活用可能とするため、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用される地域(東京都を除く。)に住所又は居所を有する被災した企業、個人等が簡便な手続で早期審査・早期審理を受けられる「震災復興支援早期審査・早期審理」を実施している。さらに、特許審査を対象に、新たな技術開発を行い、市場を開拓する段階にあるベンチャー企業による戦略的な特許権の取得をサポートすべく、「ベンチャー企業対応面接活用早期審査」及び「ベンチャー企業対応スーパー早期審査」を2018年7月より開始した。

③世界で通用する安定した権利の設定に向けたインフラ整備

企業活動のグローバル化や事業形態の多様化に伴い、企業の知的財産戦略も事業を起点としたものに移りつつある。そこで、事業で活用される知的財産の包括的な取得を支援するために、2013年4月から事業戦略対応まとめ審査を開始した。事業戦略対応まとめ審査は、新規な事業や国際展開を見据えた事業に係る製品・サービスを構成する複数の知的財産(特許・意匠・商標)を対象として、事業説明を受けたうえで、分野横断的に一括して審査を行うものである。これにより、企業の望むタイミングで、企業の事業展開を支える知財網の形成が可能となる。

また、今後、AI関連技術等が様々な技術分野で発展するこ

注1：2014年4月1日から特許の審査請求をした場合又はPCT国際出願が受理された場合に限られる。

注2：審査請求から一次審査又は一回目の拒絶理由通知に対する出願人の応答(意見・補正)に対する二次審査で審査が終了するまでの平均期間を対象とする。なお、出願人が補正等をすることに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く。

とが予想されるところ、AI 関連技術等と関連が少なかった出願人等に審査の運用を分かりやすく示すことや、特許庁として技術分野によらず統一的に特許性の判断を行うことが重要となる。そこで、特許庁は、様々な技術分野の審査官やユーザーに十分に理解されるよう、2019 年 1 月に、AI 関連技術に関する事例を「特許・実用新案審査ハンドブック」に追加した。

加えて、IoT を活用したビジネスが増加する中、2016 年 11 月、IoT 関連技術を網羅的に抽出可能な日本独自の特許分類 ZIT を世界に先駆けて新設し、付与を開始した。さらに、2017 年 4 月には、ユーザーの要望を受けて、ZIT を細展開し、ヘルスケア用、製造業用等といった形で用途別に分類する新たな分類項目を設立することで、用途別の IoT 関連技術の抽出が可能となった。

（６）知的財産の戦略的な活用に対する支援

① 知的財産に関するワンストップ相談窓口「知財総合支援窓口」（独）工業所有権情報・研修館運営費交付金の内数

「知的財産は数居が高く相談に行きにくい」「どこへ相談に行けばいいかわからない」という中小企業の声を踏まえ、2011 年度から、知的財産に関する悩みや課題に関する相談を一元的に受け入れる「知財総合支援窓口」を 47 都道府県すべてに設置し、様々な専門家のほか、自治体や商工会・商工会議所、よろず支援拠点等の支援機関等とも連携して知的財産のワンストップサービスを提供している。2016 年度からは、事業の実施主体を（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）とすることで、同館の営業秘密・知財戦略相談窓口や海外展開知財支援窓口との連携強化を図るほか、職務発明規程に関する支援を行う専門家の更なる拡充、標準化に関するアドバイスを提供する日本規格協会（JSA）との連携、地理的表示保護制度等の農林水産業に係る知的財産の相談にも対応するなど、支援内容の一層の拡充を図るとともに、支援対象を中堅企業まで拡大している。2018 年度の相談件数は 102,551 件であった。

② 中小企業等外国出願支援事業（6 億 52 百万円）

中小企業等による戦略的な外国出願を促進するため、都道府県等中小企業支援センター等及び全国実施機関として（独）日本貿易振興機構（ジェトロ）を通じて、外国への事業展開等を計画している中小企業に対して、外国への出願に要する費用（外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等）の一部を助成した。採択件数は 918 件であった。

③ 中小企業等海外侵害対策支援事業（89 百万円）

中小企業の海外での適時適切な知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）の権利行使を支援するため、ジェトロを通じて、模倣品に関する調査から模倣品業者に対する警告・行政摘発手続までに要する費用を補助し、採択件数は 23 件であった。また、海外で現地企業等から知的財産権侵害で訴えられた場合の弁護士への相談費用や訴訟に要する費用を補助し、採択件数は 2 件であった。さらに、海外で現地企業等から自社のブランドの商標や地域団体商標を冒認出願された際の異議申

立や無効審判請求、取消審判請求等冒認商標を取り消すために要する費用を補助し、採択件数は 29 件であった。

④ 海外知的財産プロデューサーによる支援（（独）工業所有権情報・研修館運営費交付金の内数）

海外での事業内容や海外展開先の状況・制度等に応じた知的財産戦略策定等、海外における事業展開を知的財産活用の視点から支援するため、海外での事業展開が期待される技術を有する中小企業等に対して、知的財産マネジメントの専門家（海外知的財産プロデューサー）を派遣している。

2018 年度は、6 人の海外知的財産プロデューサーにより、286 者（2019 年 2 月末現在）の支援を行った。

⑤ 開放特許情報データベースの提供（（独）工業所有権情報・研修館運営費交付金の内数）

特許の活用を促進するため、大学・公的研究機関、企業等が保有する知的財産権で、他者にライセンス又は権利譲渡する意思のある特許（開放特許）の情報を、「開放特許情報データベース」において提供している（登録件数：約 3 万件（2019 年 3 月末現在））。

⑥ リサーチツール特許データベースの提供（（独）工業所有権情報・研修館運営費交付金の内数）

ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用を促進するため、大学・公的研究機関、企業等が保有するリサーチツール特許の情報を、「リサーチツール特許データベース」において提供している（登録件数：約 400 件（2019 年 3 月末現在））。

（７）技術等情報の管理に関する取組

2018 年 5 月に成立した改正産業競争力強化法において、企業の競争力の源泉となる技術を含めた情報の適切な管理についての外部からの予測可能性を高めることにより、オープンイノベーションを進めていくため、国が認定した機関から認証を受けることができる制度を創設し、2018 年 9 月 25 日に施行した。

4 戦略的な標準化・認証の推進

（１）中堅・中小企業等における標準化の戦略的活用の推進

「未来投資戦略 2018」（2018 年 6 月 15 日閣議決定）、「知的財産推進計画 2018」（2018 年 6 月 12 日知財戦略本部会合決定）に基づき、「新市場創造型標準化制度」を活用して中堅・中小企業から規格の提案のあった案件について、2018 年度末時点で規格を 19 件策定した。さらに、自治体・産業振興機関、地域金融機関、大学・公的研究機関（パートナー機関）と一般財団法人日本規格協会が連携し、地域において標準化の戦略的活用に関する情報提供・助言等を行う「標準化活用支援パートナーシップ制度」のパートナー機関数を 2018 年度末時点で 159 機関に拡大した。また、同制度の下、中堅・中小

企業等向けに、標準化に関する戦略的活用についてのセミナーを実施した（実績は、2018年度末時点で188件）。

（2）戦略的な国際標準化の推進（50億円）

我が国企業が有する優れた技術・製品を国内外に普及させるに当たっては、関連する国際標準を戦略的に策定することが重要である。そのため、先端医療機器、ロボット等の我が国が技術的優位を有する先端分野や、自動走行システム等の経済的波及効果の大きい社会システムに関連する分野、シェアリングエコノミーなどのサービス分野において、国際標準原案の開発、当該原案の国際標準化機関への提案等を実施した。また、その過程で得られた知見をもとに普及を見据えた試験・認証基盤の構築等を実施するとともに、国際標準化に必要な場合はJISの開発を併せて行った。

（3）世界に通用する認証基盤の強化

我が国企業の海外展開の観点から戦略的に重要な分野について、認証又は試験の結果が国際的に認められる認証基盤を国内に整備するため、大型パワーコンディショナ及び大型蓄電池の試験・評価施設の整備を行い、2016年4月より運用を開始した。2018年度においては、大型パワーコンディショナで21件の共同研究／認証実験、大型蓄電池で92件（2月末時点）の共同試験を実施した。また、両施設を活用し、我が国の国際競争力強化に資する試験手法及び国際標準開発を行った。

（4）アジア諸国等との協力関係強化

我が国企業のアジア諸国での事業展開及びアジア市場の獲得を促進するため、我が国が強みを持つ製品や技術が適正に評価される性能評価方法等の国際標準化について、アジア諸国の標準化機関と協力してワークショップ・セミナーを開催した。また、国際標準化分野での連携強化のため、ビルの省エネ・再エネ導入を目的にした、Zero Energy Buildingに関するガイドラインや評価方法の普及に資する研修をASEAN向けに実施した。さらに、国際標準化機構(ISO)、国際電気標準会議(IEC)及びASEAN品質標準諮問委員会(ACCSQ)傘下のWGと連携し、アジア地域向けの標準化人材育成ワークショップを開催した。2018年6月には、中国で北東アジア標準協力フォーラムを開催し、日中韓3か国の標準化機関や関係企業が集まり、国際標準化活動における協力分野について議論を行った。

（5）標準化人材の育成

①標準化資格制度の実施

日本規格協会（JSA）において、標準化や規格開発に関す

る専門知識を備えた人材を「規格開発エキスパート」として評価して登録する「標準化人材登録制度」（平成29年6月創設）を実施。規格開発エキスパート222名、規格開発エキスパート補16名を登録（平成31年3月1日時点）。

②大学等における標準化教育の推進

非常勤講師としての職員派遣等を通じた支援を実施するとともに、平成29年度に開発した標準化教育のモデルカリキュラム及びファカルティ・ディベロプメント教材を活用し、全国の大学等における標準化講義のさらなる拡充を支援。

③若手育成のための国際標準化人材育成講座の実施

国際標準化実務の遂行能力に加え、グローバルに通用する交渉力及びマネジメント力を兼ね備えた人材を育成するため、日本規格協会（JSA）と連携して、ISO及びIECにおける標準化に携わる若手を対象とした「ISO/IEC国際標準化人材育成講座」（通称ヤンプロ）を実施。2018年には、2度に分けて同講座を実施し、計53名が修了した。また、このほかに、受講者同士のネットワークの維持、強化を図ることを目的として、同講座の修了者を対象とした合同研修会を開催し、69名が参加した。

5 科学技術イノベーション人材の育成・確保

（1）卓越研究員事業（16億68百万円）

新たな研究領域に挑戦するような優秀な若手研究者に対し、安定かつ自立して研究を推進できるような環境を実現するとともに、全国の産学官の研究機関とのマッチングを促進し新たなキャリアパスを提示する取組を実施した。

（2）次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT）（3億57百万円）

これまで各大学等で実施してきたアントレプレナー育成に係る取組の成果や知見を活用しつつ、人材育成プログラムへの受講生の拡大やロールモデル創出の加速に向けたプログラムの発展に取り組むことで、起業活動率の向上、アントレプレナーシップの醸成を目指し、我が国のベンチャー創出力を強化する取組を実施した。

（3）女性研究者・技術者への支援（19億63百万円）

研究と出産・育児等のライフイベントとの両立や、国内外で研鑽を積む機会の提供等による女性研究者の研究力向上を通じたリーダーの育成を一体的に推進するダイバーシティ実現に向けた大学等の取組を支援した。

第2節 ものづくり事業者と大学等の連携

1 大学等の能力を活用した研究開発の促進

(1) 大学発新産業創出プログラム(START) (国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数)

起業前の段階から、公的資金と民間の事業化ノウハウ等を組み合わせることで、成長性のある大学等発ベンチャーの創出を目指した支援を行った。

(2) 研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP) (国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数)

大学等の研究成果の実用化促進のため、大学や公的研究機関における有望なシーズ発掘から事業化に至るまで、切れ目なく支援をした。

(3) オープンイノベーション機構の整備事業(14億8百万円)

企業の事業戦略に深く関わる大型共同研究(競争領域に重点)を集中的にマネジメントする体制の整備を通じて、大型共同研究の推進により民間投資の促進を図った。

(4) 産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム(OPERA) (国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数)

民間企業とのマッチングファンドにより、複数企業からなるコンソーシアム型の連携による非競争領域における大型共同研究と博士課程学生等の人材育成、大学の産学連携システム改革等とを一体的に推進することで、我が国のオープンイノベーションを加速するための支援をした。

(5) 地域イノベーション・エコシステム形成プログラム(30億93百万円)

地域の成長に貢献しようとする地域大学に事業プロデュース

チームを創設し、地域の競争力の源泉(コア技術等)を核に、地域内外の人材や技術を取り込み、グローバル展開が可能な事業化計画を策定し、リスクは高いが社会的インパクトが大きい事業化プロジェクトを支援した。

(6) センター・オブ・イノベーション(COI)プログラム(国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数等)

大学や公的研究機関、企業等が集う、世界と戦える大規模産学連携研究開発拠点を構築・運営し、社会実装を目指して産学協働で研究開発を集中的に実施することで、革新的なイノベーションの連続的な実現と、新産業の創出を目指す取組を推進した。

2 大学等の研究成果の利用の促進

(1) 知財活用支援事業(国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数)

優れた研究成果の発掘、特許化の支援から、企業化開発に至るまでの一貫した取組を進めており、具体的には、大学等における研究成果の戦略的な海外特許取得の支援、大学等の特許情報のインターネットでの無料提供(J-STORE)を実施するとともに技術移転人材の育成を図るなど、大学等の知的財産の総合的活用を支援した。

(2) 産学連携知的財産アドバイザーによる支援((独)工業所有権情報・研修館運営交付金の内数)

地方創生に資する大学等の活動を促進するため、事業化を目指す産学連携プロジェクトを展開する大学に知的財産の専門家である産学連携知的財産アドバイザーを派遣して知的財産マネジメントを核とする支援を行う「産学連携知的財産アドバイザー派遣事業」を実施している。2018年度はプロジェクト支援A型11大学及びプロジェクト支援B型10大学に産学連携知的財産アドバイザーを10名派遣した。

第2章

ものづくり労働者の確保等に関する事項

第1節 人材確保と雇用の安定

1 人材確保の支援

(1) ハローワークにおけるきめ細かなマッチング支援

ハローワークにおいては、わかりやすい求人票の作成に向けた助言・指導や、企業説明会・就職面接会の開催などに取り組む等のきめ細かなマッチング支援を行っている。

(2) 人材確保等支援助成金による職場定着の促進等(175億 93百万円)

雇用管理制度の導入などを通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主等に対して人材確保等支援助成金の支給を行った。

2 景気循環に対応した雇用の維持・安定対策

(1) 労働移動支援助成金による失業なき労働移動の実現(62億 64百万円)

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対し、再就職を実現するための支援を職業紹介事業者に委託した事業主や求職活動のための休暇を与えた事業主に対して費用の一部を助成する労働移動支援助成金(再就職支援コース)の支給を行った。

また、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者等の早期雇入れや当該労働者への訓練(OJTを含む。)を行った事業主に対する労働移動支援助成金(早期雇入れ支援コース)の支給を行った。

さらに、中途採用者の能力評価、賃金、処遇の制度を整備した上で、中途採用者の採用を拡大させた事業主に対して労働移動支援助成金(中途採用拡大コース)の支給を行った。

なお、今後労働力人口の減少が見込まれる中で経済成長を図っていくためには、労働生産性を高めていくことが不可欠である。このため、事業所における生産性向上の取組みを支援するため、生産性を向上させた事業所が労働移動支援助成金等労働関係助成金(一部)を利用する場合に、その助成額又は助成率の割増等を行った。

(2) 雇用調整助成金による雇用の維持・安定(52億 34百万円)

景気の変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用維持を図った場合に、雇用調整助成金の支給を行った。

3 労働力需給調整機能の強化

(1) 雇用関係情報の積極的な提供等

ハローワークインターネットサービスにおいて、求人者の意向を踏まえ求人企業名等を含む求人情報の提供を引き続き実施している。

(2) 製造業の請負事業の適正化及び雇用管理改善の推進(13百万円)

製造業の請負事業の適正化及び雇用管理改善に向けて自主的な取組を促進するため、2007年6月に策定・公表した「製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化の促進に取り組む請負事業主及び発注者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づく審査基準による優良事業所の認定及びセミナーや好事例の周知を行うとともに、電話相談による支援等を実施した。

4 若年者の就業支援の推進及び職業意識の啓発

(1) 地域若者サポートステーション(39億 46百万円) <厚労省、文科省>

若年無業者等の職業的自立を支援するため、地方公共団体との協働により、地域の若者支援機関からなるネットワークを構築・維持するとともに、その拠点となる地域若者サポートステーションを設置し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談や各種プログラムの実施など、多様な就労支援メニューを提供する地域若者サポートステーション事業を2006年度に創設した。

2017年度には、高校中退者等の支援を更に充実させるため、学校等関係機関との連携を一層強化し、アウトリーチ(訪問)型等による切れ目ない就労支援を実施した。

2018年度においては、これらの就労支援を全国175箇所で開催するとともに、就職氷河期に学校卒業期を迎えた概ね40代前半の無業者に対する職業的自立支援の有効性や支援手法に係る課題等を整理、分析するためのモデル事業(就職氷河期無業者総合サポートプログラム)を全国10箇所のサポステで試行的に実施した。

(2) 新卒者等に対する就労支援(新卒応援ハローワーク)(82億 2百万円)

大学院・大学・短大・高専・専修学校などの学生や既卒未就職者を対象に専門的支援を行う新卒応援ハローワーク等においては、広域的な求人情報の提供や、就職支援セミナー・面接会を実施した。また、学生や既卒者の支援を専門に行う相談員で

あるジョブサポーターを新卒応援ハローワーク等に配置し、担当者制を基本とした個別相談、求人の紹介等就職まで一貫した支援を行うとともに、大学等との連携による学校への出張相談等を行った。さらに、就職後の職場定着支援等の相談窓口を設置し、就職活動から、職場で活躍するまでの総合的なサポートを実施した。2018年度においては、これらの就労支援を全国56箇所で行った。

(3) フリーター等に対する就労支援(わかものハローワーク) (32億 10百万円)

主に正社員就職経験が乏しいフリーター等を対象に、正社員就職実現を目指した専門的支援を行うわかものハローワーク等において、予約担当制によるきめ細かな職業相談・応募先企業に応じた面接指導や応募書類作成・職業相談等を行った。2018年度においては、これらの就労支援を全国28箇所のわかものハローワーク等で実施した。

5 年齢にかかわらず働ける社会の実現

(1) 高齢者雇用の促進(43億 68百万円)

① 高齢者雇用確保措置の確実な実施

65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の措置を

事業主に義務付けた高齢者雇用安定法に基づき、当該措置を実施していない事業主に対して、ハローワークによる助言・指導等を実施した。

② 65歳超雇用推進助成金の活用促進

65歳以上への定年引上げや66歳以上の継続雇用制度の導入等を行う事業主、高齢者の雇用環境整備を行う事業主、50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者の無期雇用への転換を行う事業主に対して65歳超雇用推進助成金を支給した。

(2) 高齢者等の再就職支援の促進(519億 39百万円)

60歳以上の求職者等をハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して特定求職者雇用開発助成金を支給した。

(3) 地域における多様な働き手への支援(153億 37百万円)

シルバー人材センターにおける定年退職後等の高齢者への多様な就業機会の拡大・会員拡大などの取組や育児支援の分野など現役世代を支える取組を支援した。

第2節 職業能力の開発及び向上

1 人生100年時代を見据えた労働者の職業能力の開発及び向上

少子高齢化による労働供給制約と第4次産業革命による技術革新に対応しつつ、働き方改革に向けた取組を強力に推進していくためには、働く方一人ひとりの生涯を通じた能力開発を支援し、生産性の向上を図っていくことが不可欠である。そのためには、幾つになっても、誰にでも学び直しと新しいチャレンジの機会を確保する、リカレント教育を抜本的に拡充することが鍵となる。

このような中、2017年9月に、人生100年時代を見据えた経済・社会システムを実現するための政策のグランドデザインに係る検討を行うため、内閣総理大臣を議長とする人生100年時代構想会議が立ち上がり、リカレント教育が主要なテーマとして取り上げられた。その議論の成果は、「人づくり革命基本構想」や「経済財政運営と改革の基本方針2018」の中で、教育訓練給付の拡充、人材開発支援助成金による長期の教育訓練休暇制度の導入支援、基礎的なIT・データスキル習得のための教育訓練の拡充、リカレント教育プログラムの開発などの施策として反映されている。

引き続き、誰もが幾つになっても、新たな活躍の機会に挑戦できるような環境の整備に向けた取組を進めていく。

2 ハロートレーニング(公的職業訓練)の推進

(1) 公共職業訓練の推進

公共職業能力開発施設では、ものづくり分野を中心として、離職者の再就職の支援や在職労働者のスキルアップ、高度な技能者の養成、学卒者に対する長期間の訓練課程の実施に取り組んでいる。このほか、都道府県が、株式会社、事業主団体NPOなどの民間教育訓練機関に委託する訓練により、地域や産業界のニーズをとらえた職業訓練を提供した。

なお、公共職業能力開発施設として、職業能力開発校(2018年4月現在(以下、同じ。))150校)、職業能力開発短期大学校(14校)、職業能力大学校(10校)、職業能力開発総合大学校(1校)、職業能力開発促進センター(46か所)及び障害者職業能力開発校(18校)を設置している。

(2) 求職者支援制度の推進

非正規雇用の労働者など雇用保険を受給できない求職者に対するセーフティネットとして、無料の職業訓練の受講機会を提供し、一定の要件を満たす場合には職業訓練(求職者支援訓練)を受けることを容易にするための給付金を支給するなどして、その早期就職を支援する「求職者支援制度」を2011年10

月から実施している。

求職者支援訓練には多くの職種に共通する基本的能力（例：パソコン操作能力など）を習得するための「基礎コース」と特定の職種（例：介護福祉など）の職務に必要な実践的能力を基本的能力から一括して習得するための「実践コース」がある。

（3）生産性向上人材育成支援センターの取組

生産性向上人材育成支援センターは、中小企業等の労働生産性向上に向けた人材育成を支援することを目的として、中小企業等の労働者一人一人の生産性向上を支援するため、民間機関等を活用し、企業の生産性向上に必要な知識やスキル等の習得を図る生産性向上支援訓練を実施している。

さらに、2018年度からは、IT技術の進展に対応するために、中小企業や製造現場などの在職者を対象とした、ITの活用や情報セキュリティなどの基礎的ITリテラシーの習得を図る基礎的ITリテラシー訓練を新たに実施している。

（4）職業訓練の質の向上

民間教育訓練機関の職業訓練の質の更なる向上を図るため、厚生労働省では、「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」を2011年12月に策定し、PDCAサイクルを活用することによる職業訓練サービスの質の向上の取組を進めている。2014年度よりガイドライン研修を実施しており、2018年度より研修受講率100%を目指すため、公的職業訓練のうち委託訓練の契約及び求職者支援訓練の認定にあたっては、ガイドライン研修の受講を要件化している。（2020年度末までは経過措置期間。）

また、職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定の制度については、2016年度及び2017年度の試行実施を経て、2018年度より職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定を本格実施している。

（5）地域創生人材育成事業

人手不足分野を抱えている地域において、従来の公的職業訓練の枠組みでは対応できない、地域の創意工夫を活かした人材育成の取組を支援するため、「地域創生人材育成事業」を実施している。この事業は、都道府県から提案を受けた事業計画の中から効果が高いと見込まれる取組を選定し、新たな人材育成プログラムの開発を都道府県に委託して実施するものであり、2018年度は、新たな7県（岩手県、宮城県、石川県、岐阜県、広島県、香川県、大分県）を加え事業が実施されている。

3 事業主が行う職業能力開発の推進

（1）事業主に対する助成金の支給

①人材開発支援助成金の活用促進（430億80百万円）

<厚労省、経産省>

企業内における労働者のキャリア形成を効果的に促進するた

め、雇用する労働者に対して職業訓練などを計画に沿って実施した事業主に対して、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成している。さらに、製造業や建設業等の分野において厚生労働大臣の認定を受けた一定のOJT付き訓練（「特定分野認定実習併用職業訓練」）を行う事業主及び事業主団体等に対して、高率・高額助成での支援を行っている。

また、経済産業省と連携し、中小企業等の生産性向上のため、認定事業分野別経営力向上推進機関が事業分野別経営力向上推進業務として行う、事業分野別指針に定められた事項に関する研修を実施した場合を、当該助成金制度の対象としている。

2018年4月より、既存の「特定訓練コース」「一般訓練コース」に加えて、事業主の利便性を高め、活用促進を図るために、キャリアアップ助成金の人材育成コース、建設労働者確保育成助成金の認定訓練コース及び技能実習コース、障害者職業能力開発助成金を、「特別育成訓練コース」「建設労働者認定訓練コース」「建設労働者技能実習コース」「障害者職業能力開発コース」として統合するとともに、労働者の自発的な職業訓練を支援するため、「教育訓練休暇付与コース」を新設するなどの見直しを行った。

（2）認定職業訓練に対する支援（13億62百万円）

事業主や事業主の団体等が行う職業訓練のうち、教科、訓練期間、設備等が厚生労働省令で定める基準に適合して行われている認定職業訓練施設（全国1,132施設（平成30年4月末時点））について、国や都道府県が定める補助要件を満たす場合に、これを運営する中小企業事業主等に対して、国及び都道府県からその運営等に要する経費の一部について補助を行った。

（3）セルフ・キャリアドックの普及促進（94百万円）

労働者のキャリア形成を支援するため、年齢、就業年数、役職等の節目において定期的にキャリアコンサルティングを受ける機会を設定する仕組みである「セルフ・キャリアドック」を企業に広めることを目的に、訪問等による勧奨や相談・研修等の実施を通じて導入及び取組定着の支援を行った。

4 労働者の自発的な職業能力開発のための環境整備

（1）教育訓練給付制度（159億48百万円）<厚労省、文科省、経産省>

労働者が自発的に職業能力開発に取り組むことを支援するため、労働者が自ら費用を負担して一定の教育訓練を受講し修了した場合に、労働者が負担した費用の一定割合を支給した。対象となる教育訓練は、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要と認められるものを厚生労働大臣が指定しており、一般教育訓練11,546講座（2018年10月1日付、専門実践教育訓練2,175講座（2018年10月1日付）を指定した。

また、雇用保険法等を改正し、2018年1月から、専門実践

教育訓練に係る教育訓練給付金の給付率を引き上げることとする等、制度の拡充を行った。

(2) ジョブ・カード制度の推進(24億 27百万円) ＜厚労省、文科省、経産省＞

ジョブ・カードは、2008年度からフリーターなどの非正規雇用労働者などの職業能力の向上などを通じて、雇用の安定化を図ることを目的として活用されてきた。さらに、個人のキャリアアップや多様な人材の円滑な就職等を促進するために「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」の機能を担うツールであることを明確にし、労働市場のインフラ

として、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において一層活用されるよう、活用方法、様式等の見直しを行った。これを取りまとめた「新ジョブ・カード制度推進基本計画」に基づき、「ジョブ・カード制度総合サイト」の機能拡充等により、ジョブ・カードのさらなる普及促進を行った。

また、雇用型訓練、求職者支援訓練及び公共職業訓練（離職者訓練・学卒者訓練）においても、引き続き、ジョブ・カードが活用されており、2018年12月末現在のジョブ・カードの取得者数は2,131,140人となっている。

第3節 ものづくりに関する能力の適正な評価、労働条件の確保・改善

1 職業能力評価制度の整備

(1) 技能検定制度の運用(32億 92百万円)

技能検定制度は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度であり、労働者の地位の向上を図ることを目的とした国家検定であり、機械加工、電子機器組立て等のものづくり産業に関係の深い職種を中心に130職種について実施している。

また、130職種のうち111職種は都道府県知事が、19職種は民間の指定試験機関が実施することとなっている（2019年4月1日現在）。

(2) 職業能力評価基準の整備(1億 30百万円)

職業能力が適正に評価されるための社会基盤として、能力評価のいわば、“ものさし”、“共通言語”となるよう、職業能力評価基準の整備に取り組んでおり、これまでに、業種横断的な事務系9職種のほか、業種別のものとして電気機械器具製造業、自動車製造業等56業種の職業能力評価基準を策定した。

(3) 社内検定認定制度の推進(1億 32百万円)

社内検定認定制度は、職業能力の開発及び向上と労働者の経済的社会的地位の向上に資するため、事業主等が、その事業に関連する職種について雇用する労働者の有する職業能力の程度を検定する制度であって、技能振興上奨励すべき一定の基準を満たすものを厚生労働大臣が認定する制度であり、2019年4月1日現在、49事業主等131職種が認定されている。

2 「ものづくり立国」の推進

(1) 各種技能競技大会等の実施

①各種技能競技大会等の推進(13億 5百万円)

技能の素晴らしさ、重要性について若者を始めとした国民各層に深く浸透させるため、各種技能競技大会を開催した。その

うち最も規模の大きい技能五輪全国大会は、都道府県ごとに行われる地方大会で選抜された青年技能者（原則23歳以下）が参加して毎年開催しているが、2018年度（第56回技能五輪全国大会）は11月2日から11月5日にかけて行われ、42職種に1,292名の青年技能者が参加した。

②卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度(25百万円)

広く社会一般に技能尊重の気運を浸透させ、もって技能者の地位及び技能の向上を図るとともに、青少年が、その適性に応じ、誇りと技能を持って技能労働者となり、その職業に精進する気運を高めることを目的として、卓越した技能者（現代の名工）の表彰を実施しており、2018年度は11月12日に表彰式を開催し、150名を表彰した。

なお、1967年度に第1回の表彰が行われて以来、2018年度の第52回の表彰までで、被表彰者は6,346名となった。

(2) 若年技能者人材育成支援等事業(33億 91百万円) ＜厚労省、文科省＞

若年技能者の技能向上、若者が進んで技能者を目指す環境の整備等を目的として、2013年度に若年技能者人材育成支援等事業を創設した。

2018年度末までに、ものづくりに関して優れた技能や経験を有する10,696人を「ものづくりマイスター」として認定・登録した。「ものづくりマイスター」を企業、業界団体、教育訓練機関に派遣し、若年技能者等に対する実技指導を行った。

また、2018年度末までに、ITリテラシーの強化や、将来のIT人材育成に向けて、小学生から高校生にかけて段階的に情報技術に関する興味を喚起するとともに、情報技術を使いこなす職業能力を付与するため、情報技術関連の優れた技能をもつ技能者314人を「ITマスター」として認定・登録し、学校等に派遣した。

さらに、地域関係者の創意工夫による取組を一層推進することとし、地域における技能尊重気運の醸成を図った。

3 労働条件の確保・改善

(1) 労働条件の確保対策

労働基準監督署等において、製造業も含め、長時間労働の抑制や賃金不払事案の解消等の一般労働条件の確保・改善及び安全衛生の確保に的確に対応するとともに、解雇等の事案にも適切に対応した。

(2) 製造業の労働災害防止対策

機械災害は労働災害の約4分の1を占めており、死亡災害や後遺障害が残る重篤な災害も多いため、労働安全衛生規則による規制のほか、危険性の高い機械の種類ごとに構造規格や労働災害防止対策ガイドラインを作成するなどの個別対策を行っている。一方で、産業現場では新たな機械設備が導入されていることから、機械一般について、メーカー、ユーザーの両者が製造段階及び使用段階で機械のリスクの低減を図ることを目的とした「機械の包括的な安全基準に関する指針」（平成13年6月公表、同19年7月改正）の普及・定着を図っている。

また、電気・電子技術やコンピュータ技術の進歩に伴い、これら技術を活用することにより、機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）に対して高度かつ信頼性の高い制御が可能となってきた。従来の機械式の安全装置等に加え、新たに制御の機能を付加することによって、機械等の安全を確保する方策（機能安全）を労働安全衛生法令に位置づけることとし、機能安全において要求される事項を定めた「機能安全による機械等に係る安全確保に関する技術上の指針」（平成28年厚生労働省告示第353号）を制定した。併せて、機能安全に係る信頼性（安全度水準）が一定以上である自動制御装置を備えたボ

イラーについて、制御装置の点検の頻度を緩和するボイラー及び压力容器安全規則（昭和47年9月30日労働省令第33号）の改正を行った（平成28年9月公布、同29年4月施行）。

さらに、いわゆる装置産業における高経年設備の劣化状況を調査した結果をまとめたリーフレットを作成して、計画的な設備の更新・補修を指導している。

その他、小型の移動式クレーンの転倒事故災害の防止を強化するため、つり上げ荷重3t未満の移動式クレーン等に定格荷重制限装置を備えることを義務づけること等を内容とする移動式クレーン構造規格（平成7年労働省告示第135号）の改正を行ったところであり（平成30年2月告示、同3月施行）、これを踏まえて創設した「既存不適合機械等更新支援補助金」の活用を通じて、機械等の早期更新を促進している。

(3) 製造業安全対策官民協議会

2017年3月、官民連携と経営層の参画の下、業種横断的に、現下の安全に関わる事業環境の変化の分析・共有と既存の安全対策の改善を検討するため、厚生労働省、経済産業省、中央労働災害防止協会及び製造業主要10団体で構成する「製造業安全対策官民協議会」が発足した。製造業における安全対策の更なる強化にむけ、リスクアセスメント標準手法等の開発などを通じ、事業者の自主的な改善や新たな取組みを促進している。

(4) あんぜんプロジェクト等の推進

事業場等における安全活動の活性化のため、安全な職場づくりに熱心に取り組んでいる事業場等が国民や取引先に注目されるよう「あんぜんプロジェクト」を実施した。また、同プロジェクトの一環として、「『見える』安全活動コンクール」を実施した。

第3章

ものづくり基盤産業の育成に関する事項

第1節 産業集積の推進等

1

新たな集積の促進又は既存集積の機能強化及び新規産業等に係る支援機能の充実

(1) 伝統的工芸品産業の振興対策事業（11億10百万円）

伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき、（一財）伝統的工芸品産業振興協会及び伝統的工芸品の各産地の特定製造協同組合等に対し、後継者育成事業や需要開拓事業等に対する補助を行った。また、伝統工芸や繊維等の産地への観光客誘致・海外販路開拓を後押しするため、各産地に外部人材等を招聘する取組に対する補助を行った。

(2) 地域中核企業創出・支援事業（21億50百万円）

地域中核企業候補が新分野・新事業等に挑戦する取組を支援し、その成長を促すため、支援人材を活用して、全国大の外部リソース（大学、協力企業、金融機関等）とのネットワーク構築を支援した。また、地域中核企業の更なる成長のため、支援人材を活用して、事業化戦略の立案／販路開拓等をハンズオン支援した。さらに、国際市場に通用する事業化等に精通した専門家であるグローバル・コーディネーターを組織化した「グローバル・ネットワーク協議会」を活用し、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等を支援した。

(3) 地域イノベーション戦略支援プログラム(6億2400万円) <文科省、経産省>

文部科学省、経済産業省、農林水産省及び総務省では、地域イノベーションの創出に向けた地域主導の優れた構想を効果的に支援するため、大学等の研究段階から事業化に至るまで連続的な展開ができるよう、4省が連携して支援するシステムを構築し、「地域イノベーション戦略推進地域」を共同で選定することとしている。2018年度現在、45地域を選定し、そのうち文部科学省では、当該地域のうち、地域イノベーション戦略の実現に大きく貢献すると認められる9地域に対して、「地域イノベーション戦略支援プログラム」として、知的財産の取得、人材育成等のソフト・ヒューマンについて重点的な支援を行っている。

(4) BOP／ボリュームゾーンビジネスの促進

BOP／ボリュームゾーンビジネスを推進するため、JETRO では17ヶ国にコーディネーターを配置し、28の個別案件の具体化を支援した。また、アフリカ・アジア地域でBOPビジネス展開を試みる日本企業を対象に、医療機器分野や新たにデジタル技術を駆使し、BOP層や小規模事業者へのアクセスを有するアフリカのスタートアップとの新たな連携促進を目指した国内商談会を通じ、234社・857件の商談を支援した。その他、現地へのミッション派遣・現地でのマッチングなどを行い、BOP／ボリュームゾーンビジネスへの積極的な参入を促進した。さらに、アフリカに拠点を設立することを目指す企業6社を支援する実証事業を実施した。

(5) インフラシステム輸出

官民一体となったインフラシステム輸出を推進するため、経協インフラ戦略会議を6回(第36回～第41回)開催し、地域別・分野別・横断的テーマについて議論を行った。6月に開催された同会議では「インフラシステム輸出戦略」を改訂、本邦企業の競争力の向上を目指し、円借款の制度改善・プロセスの迅速化等を図るとともに、電力・ガス事業者等多様な主体による国際展開や我が国のエネルギー安全保障に資するインフラ整備促進のための公的金融支援強化策を打ち出した。また、同戦略及び「未来投資戦略2018」(2018年6月15日閣議決定)に基づき、開放性、透明性、経済性、財政健全性等の国際スタンダードに則った形で、第三国における「質の高いインフラ」整備を進めるための取組を行い、10月には「第1回日中第三国市場協力フォーラム」を開催した。さらに、「質の高いインフラの国際スタンダード化」を主導するため、「APECインフラ開発・投資の質に関するガイドブック」を改訂した。

(6) レアアース・レアメタル対策<経産省、文科省>

高付加価値産業に必要な不可欠なレアアース・レアメタル対策については、特定供給国の政策に左右されない産業構造の確立を目指して、代替材料・使用量削減技術開発やリサイクル等を推進している。2012年度から実施している「次世代自動車向

け高効率モーター用磁性材料開発」を新たに「輸送機器の抜本的な軽量化に資する新構造材料等の技術開発事業」と名称を変更し、モーターの高効率化・小型化を実現するため、従来以上に強力かつ希少金属の使用を大幅に削減した磁石材料の開発を行っている。また、「資源循環システム高度化促進事業」により、我が国の都市鉱山の有効利用を促進し、資源の安定供給および省資源・省エネルギー化を実現するため、廃製品・廃部品の自動選別技術及び高効率製錬技術の開発を行っている。

さらに、消費国間の連携強化として、レアメタル主要消費国である日米欧の政策当局者及び技術専門家が、レアメタル供給を取り巻く世界的な問題について共通理解を深め、レアメタル代替技術やリサイクル技術などといった将来の安定供給を目指した情報交換を行うため、日米欧三極クリティカルマテリアル会合を毎年開催している。2018年度は12月に日本において第8回目の会合を開催した。

(7) 地域経済牽引事業支援事業(10億円)

地域未来投資促進法の計画承認を受けた事業者が中小企業と連携して行う、戦略分野(成長ものづくり(医療機器、航空機、新素材等)、地域商社、観光等)における設備投資を支援した。

(8) 地域における中小企業の生産性向上のための共同基盤事業(10億円(2017年度補正))

地域の中小企業等の生産性向上を実現するため、公設試験研究機関等に対し、地域の複数の中小企業等による共同利用が込まれるIoT対応機器や高精度3Dプリンター等の先端的な設備の導入及び当該設備を十分に活用できるように実施する人材育成に係る取組を支援した。

(9) 医療機器産業の振興

日本の優れた「ものづくり技術」を活用した医療機関等との「医工連携」による開発・事業化事業及び医療機器開発支援ネットワークを通じた医療機器開発・実用化並びに日本が強みを持つロボット技術や診断技術等を活用した世界最先端の医療機器の開発を推進した。また、開発の指針となる開発ガイドライン(手引き)の策定を実施した。

2 環境性能の高い製品の普及促進等

(1) 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等の導入促進(201億円)

運輸分野における二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図るため、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車、燃料電池自動車等を導入する者に対して補助を行った。2018年度は、例えば電気自動車については航続距離の向上を促進するなど、車種ごとの出口戦略を踏まえたスキームによる導入支援策を講じた。

また、電気自動車およびプラグインハイブリッド自動車の普

及に不可欠な充電インフラを整備するため、充電設備を設置する者に対して補助を行った。具体的には、「道の駅」や「高速道路のサービスエリアやパーキングエリア」、「マンション」等への整備を進めた。

さらに、2014年12月に市場投入された燃料電池自動車の普及に向けて、2019年3月末までに約103か所の水素ステーションを整備し、燃料電池自動車や水素ステーションの低コスト化に向けた技術開発や規制の見直しなどを進めた。

(2) 環境性能に優れた自動車に対する自動車関係諸税

環境性能に優れた自動車に対する軽減措置（エコカー減税及びグリーン化特例）については、2017年度税制改正において、燃費性能の向上に応じて対象を重点化した上で、2年間の延長が行われ、自動車取得税のエコカー減税・自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例については2017年4月から2019年

3月末まで、自動車重量税のエコカー減税については2017年5月から2019年4月末まで、それぞれ減免措置が適用された。

(3) 高性能建材等の実証・普及に向けた支援(600億40百万円の内数)

既存住宅の断熱・省エネ性能の向上を図るため、工期短縮可能な高性能断熱建材や蓄熱、調湿等の付加価値を有する省エネ建材の導入の実証を支援した。

(4) Jークレジット制度(3億80百万円)

Jークレジット制度は、省エネ・再エネ設備の導入等による温室効果ガスの排出削減量をクレジットとして認証する制度である。本事業により、中小企業等の省エネ・再エネ設備投資等を促進するとともに、クレジット活用による国内での資金循環を促すことで地球温暖化対策と経済活性化の両立を図った。

第2節 中小企業の育成

1 取引条件の改善

(1) 下請等中小企業の取引条件の改善

サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善を図ることを目的とした対策パッケージ「未来志向型の取引慣行に向けて（世耕プラン）」（2016年9月公表）に基づき、2019年2月末までに自動車や電機・情報通信機器など12業種32団体において、取引適正化と付加価値向上に向けた「自主行動計画」が策定された。

また、2017年4月より全国に80名規模の下請Gメンを配置し、下請中小企業ヒアリング調査を開始しており、2018年4月にはその規模を120名体制に拡大し、年間4,000件のヒアリングを実施している。2018年12月、中小企業庁において、各団体が実施した自主行動計画のフォローアップ調査結果及び下請Gメンによるヒアリング調査結果をとりまとめて公表した。両調査結果の突き合わせを行い、改善の動きが鈍い業種については、更なる取組を要請している。加えて、自主行動計画の策定団体の拡大（機械製造業1団体、流通業1団体）にも取り組んだ。

2015年12月から設置された「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」（計13回開催）同会議での決定事項等は、働き方改革を進める上での課題（長時間労働是正や生産性向上等）等を検討するため、2017年9月に設置された「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」に引き継がれ、同会議の下で引き続き、関係省庁が連携して取り組むこととなり、2019年3月末までに同会議を2回、同会議の下に設置された①下請等中小企業の取引条件改善に関するワーキンググループ、②中小企業・小規模事業者の最低賃金引上げ力ワーキンググループ、③中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するワーキン

ググループの3つのワーキンググループを延べ19回開催した。

(2) 下請代金支払遅延等防止法(下請法)

下請取引の適正化、下請事業者の利益保護のため、公正取引委員会と中小企業庁が密接な協力関係の下、下請法を執行した。公正取引委員会及び中小企業庁が親事業者等に対して書面調査等を実施するとともに、下請法違反事実に関する情報提供・申告等を行うための「申告情報受付窓口」により、下請法違反に関する情報収集を行い、下請法の厳格な運用に努めた。

2018年11月、経済産業大臣および公正取引委員会委員長の連名で、親事業者（約21万社）および業界団体代表者（約1千団体）に、下請取引の適正化等について要請文を発出した。

(3) 下請中小企業振興法(下請振興法)

①振興基準

下請Gメンヒアリングや自主行動計画フォローアップ調査等を通じて把握した取引実態等を踏まえ、大企業間の手形払いなどの支払条件の改善や、型代金の支払いに関する改善、働き方改革への対応などの新たな取引上の課題に対応するため、振興基準を改正した（2018年12月28日付け「経済産業省告示第258号」）。改正された振興基準については、改正内容を産業界が策定する「自主行動計画」や国が策定する業種別下請ガイドラインにも反映することとなっている。

②下請中小企業・小規模事業者の自立化支援事業(13億88百万円の内数)

・自立化補助金

下請振興法の認定を受けた計画の下で、連携グループがメンバー相互の経営資源を活用して行う自立化に向けた取組に対し、共同受注用のシステム構築、設備導入、展示会出展等に必要経費の一部を補助した。

・新分野進出補助金

親事業者の生産拠点が閉鎖（予定も含む）された地域における下請中小企業等が行う、新分野への進出等による取引先の多様化のための設備導入・展示会出展等に必要な経費を一部補助した。

③政府系金融機関による融資

下請振興法に基づく計画の認定を受け、当該事業を行う中小企業に対し、(株) 日本政策金融公庫による低利融資を行った。

(4) 下請取引適正化のための普及・啓発

①下請かけこみ寺（13 億 88 百万円の内数）

全国 48 か所に設置した「下請かけこみ寺」において、中小企業の取引に関する相談対応、裁判外紛争解決手続（ADR）を実施した。

②講習会、セミナーの開催等（13 億 88 百万円の内数）

下請代金法の違反行為を未然に防止するため、親事業者の調達担当者等を対象として下請代金法や下請ガイドライン（自動車産業など 18 業種）の講習会を全国で開催した。また、広く下請法等の遵守を呼びかけるシンポジウム等を開催した。

(5) 取引あっせん、商談会による販路開拓支援（13 億 88 百万円の内数）

①取引あっせん事業

新たな取引先を開拓したい下請中小企業に対して、自社の希望する業種、設備、技術等の条件に合った受発注情報を紹介し、きめ細かな取引のあっせんを行った。

また、下請中小企業の販路開拓を支援するために、インターネットを活用した「ビジネス・マッチング・ステーション（BMS）（<http://biz-match-station.zenkyo.or.jp/>）」により、受発注情報等の提供を行った。

②広域商談会開催事業

大企業の大規模な事業再構築の実施、倒産、天災等により影響を被る下請中小企業等を対象に、広域的に行う新たな販路開拓を支援するため、広域商談会を 11 会場で開催した。

2 中小企業の経営の革新及び創業促進

(1) 経営革新の促進

経済的環境の変化に即応して中小企業が行う新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、経営の相当程度の向上を図る経営革新を支援するため、以下のような支援措置を行った。

①新事業活動促進資金（財政投融資）

中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受け、経営革新のための事業を行う個別の中小企業者、組合及び任意グループに対し、株式会社日本政策金融公庫が融資を実施した。

②中小企業信用保険法の特例

中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受け、当該事業を行う際の資金供給を円滑化するために、信用保証協会において、中小企業信用保険法に規定する普通保険、無担保保険及び特別小口保険等の特例による支援を実施した。

(2) 創業・ベンチャーの促進

①地域創造的起業補助金（6 億 29 百万円の内数）

新たに起業・創業を行う者に対して事業計画を募集し、計画の実施に要する費用の一部を助成することで、地域需要を興すビジネス等の支援を実施した。

②新創業融資制度（財政投融資）

株式会社日本政策金融公庫が、新たに事業を開始する者や事業を開始して間もない者に対し、無担保・無保証人で融資を実施した。

③創業者向け保証

民間金融機関による創業者への融資を後押しするため、信用保証協会において、これから創業する者又は創業後 5 年未満の者等を対象とする保証制度を実施した。

④ファンド出資事業

民間の投資会社が運営する投資ファンドについて、中小機構が出資（ファンド総額の 1 / 2 以内）を行うことで、民間資金の呼び水としてファンドの組成を促進し、創業又は成長初期の段階にあるベンチャー企業（中小企業）や新事業展開等により成長を目指す中小企業への投資機会の拡大を図る事業である。起業支援ファンドについては、累積ファンド出資金 111 件、累積投資額 2,610 億円、累積投資先企業数 2,972 社に至った（2018 年 12 月末実績）。また、中小企業成長支援ファンドについては、累積ファンド出資金 107 件、累積投資額 7,357 億円、累積投資先企業数 1,493 社に至った（2018 年 12 月末実績）。また、「健康・医療事業分野投資促進出資事業」を活用し、2019 年 2 月までに中小企業成長支援ファンドを 6 件組成した。

⑤エンジェル税制

創業間もない中小企業への個人投資家（エンジェル）による資金供給を促進するため、一定の要件を満たす中小企業に対して、個人投資家が投資を行った時点と、当該株式を譲渡した時点において所得税の優遇を受けることができる制度である。

⑥企業のベンチャー投資促進税制

企業が、産業競争力強化法に基づき経済産業大臣の認定を受けたベンチャーファンド（投資額の 5 割以上を地方に所在するベンチャー企業へ投資する場合に限る。）を通じてベンチャー企業に出資した場合に、その出資額の 5 割を限度として損失準備金を積み立て、損金算入することができる制度である。2018 年末時点で、10 ファンドが経済産業大臣の認定を受けており、認定ファンドを通じたベンチャー企業へのリスクマネーの供給増加が期待される。なお、当該制度については、2019 年度税制改正において、適用期限の到来（2018 年度まで）をもって廃止することとされている。

⑦女性、若者／シニア起業家支援資金（財政投融資）

多様な事業者による新規事業の創出・育成を支援するため、女性や35歳未満の若者、55歳以上の高齢者のうち、開業して概ね7年以内の者を対象に、株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）が融資を行った。

⑧ベンチャー創造支援事業（3億10百万円）

起業家や、大企業等で新事業開拓を担う社内起業家の候補等を、世界をリードするベンチャー企業を輩出するシリコンバレー等に派遣して、グローバル市場への進出や社会課題の解決といった事業目線の高い新事業を創出する人材の育成を図った。また、起業家やベンチャー支援人材、大企業等とのビジネスマッチングの開催や広範なネットワーク形成の場を提供するとともに、イノベーションの創出に大きく貢献したベンチャー企業を称える「日本ベンチャー大賞」の授与等を行い、新事業創出のための基盤形成を図った。

（3）新事業促進支援事業

中小企業による新事業活動の促進を図るため、「中小企業等経営強化法」、「地域産業資源活用促進法」、「農商工等連携促進法」に基づき、中小企業者が行う新商品、新サービスの開発や、それらの販路開拓の取組に対し、予算、融資等を活用した支援を実施した。

①ふるさと名物支援事業（10億46百万円の内数）

上記各法律に基づく計画の認定を受けた中小企業者が、当該計画に従って行う試作品開発や販路開拓等に要する経費の一部を補助した。

②新事業活動促進資金（財政投融資）

株式会社日本政策金融公庫が、事業計画の認定を受け、当該事業を行う中小企業に対し、融資を実施した。

③中小企業信用保険法の特例

事業計画の認定を受け、当該事業を行う際の資金供給を円滑化するために、信用保証協会において、中小企業信用保険法に規定する普通保険、無担保保険及び特別小口保険等の特例による支援を実施した。

④商業・サービス競争力強化連携支援事業（130億円の内数）

中小企業等経営強化法に基づいて認定された異分野連携新事業分野開拓計画に従って行う中小企業・小規模事業者が、産学官連携して行う新しいサービスモデルの開発等を支援することとし、2018年度は37件採択した。

（4）中小企業の海外展開支援

国内での需要減少や国際競争の激化による産業構造の変化等に直面するなか、中小企業が成長するためには、アジア等の新興国をはじめとする成長著しい海外市場で新たな需要を獲得することが喫緊の課題となっているため、中小企業の本格的な海外展開に向け、資金面を含め総合的な支援策を講じていくこととした。

①中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業（40億10百万円の内数（2017年度補正）、20億43百万円（2018年度当初））

中小企業の海外展開を支援するため、（独）日本貿易振興機構および（独）中小企業基盤整備機構が連携し、事業計画策定から輸出体制の構築、現地進出支援までを行った。加えて、進出後の課題や事業再編の対応まで一貫して、戦略的に支援した。

②JAPANブランド育成支援事業（40億10百万円の内数（2017年度補正）、10億46百万円の内数（2018年度当初））

複数の中小企業が連携し、自らが持つ素材や技術等の強み等を踏まえた戦略を策定し、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外展示会への出展等に必要な取組に要する経費の一部を補助した。

③海外展開・事業再編資金（財政投融資）

経済の構造的変化に適応するために海外展開または海外展開事業の再編を行うことが経営上必要な中小企業の資金繰りを支援するため、株式会社日本政策金融公庫による融資を実施した。

**④海外展開を担う人材育成の支援（45億60百万円の内数）
・新興市場開拓人材育成支援事業**

開発途上国のリーダーとしての活躍が期待される産業人材に対し、日本企業が有する専門技術やノウハウ、経営管理手法等の習得に向けた日本への受入研修、専門家派遣による現地指導に対する支援をすることで我が国企業の海外進出や開発途上国の発展を促進するもの。具体的には、アジアをはじめとする開発途上国の産業技術者や経営管理者等の人材を対象に日本国内の企業の製造ライン等現場を活用した研修や、我が国からの専門家派遣による現地企業でのOJTを含む技術指導等に対する支援を行った。

・国際化促進インターンシップ事業

急拡大する新興国市場に対応できるグローバル人材を育成し、中小企業の国際展開等を促進するため、日本企業で働くにあたって必要なビジネススキルを得た外国人材の育成・確保するため、外国人材のインターン受入を実施した。

⑤海外知的財産プロデューサーによる支援（（独）工業所有権情報・研修館運営費交付金の内数）（再掲 第2部第1章第1節3.（6）参照）**⑥知的財産に関するワンストップ相談窓口「知財総合支援窓口」（再掲 第2部第1章第1節3.（6）①参照）****⑦中小企業等外国出願支援事業（再掲 第2部第1章第1節3.（6）②参照）****⑧中小企業等海外侵害対策支援事業（再掲 第2部第1章第1節3.（6）③参照）****⑨新輸出大国コンソーシアム（239億26百万円の内数（当初）、22億円の内数（補正））**

JETRO、中小企業基盤整備機構、商工会議所、商工会、金融機関等の支援機関を結集するとともに、幅広い分野における433名の専門家を確保（2019年3月29日時点）し、海外

展開を図る中堅・中小企業に対して、事業計画の策定から販路開拓、現地での商談サポートに至るまで、総合的な支援をきめ細かに実施している。

3 中小企業のものづくり基盤技術強化

(1) 戦略的基盤技術高度化支援事業(再掲 第2部 第1章第1節 1.(4) ②参照)

(2) 中小企業・小規模事業者人材対策事業(18億55百万円の内数)

中小企業・小規模事業者の人材の確保を支援することを目的に、地域特性に合わせ、各地の中小企業・小規模事業者が必要とする人材を地域内外から発掘、紹介、定着等、人材確保を支援した。また、製造現場の経験が豊富な人材や、IoT やロボットに知見を有する人材等が指導者としての汎用的なスキルを身につけるための研修を実施し、育成した指導者を製造業等の中小企業・小規模事業者の現場に派遣する「スマートものづくり応援隊」の拠点を2018年度末時点で全国31か所に整備。

(3) 中小企業支援担当者向け研修(独) 中小企業基盤整備機構交付金の内数)

中小企業大学校において、創業の意志を持つ者を支援するため、地方自治体の職員、商工会・商工会議所の経営指導員、中小企業診断士等の支援者を対象に、創業・ベンチャー企業に対する支援の基礎知識や実践ノウハウを提供する「能力強化研修」、「小規模企業支援能力向上研修」及び「新規事業・新規創業支援の進め方研修」を実施した。

(4) 中小企業等経営強化法

中小企業等経営強化法に基づいて経営力向上計画を策定して国から認定を受けた中小企業に対し、一定の設備を新規取得等した場合の即時償却又は税額控除や日本政策金融公庫の融資制度(設備資金については基準金利から金利を0.9%引下げ)等、税制面や金融面での支援を講じた。2018年度末時点において、84,666件を認定。

(5) 中小企業投資促進税制

機械装置等を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除(税額控除は資本金3,000万円超の法人を除く)ができる措置。2018年度においても、引き続き措置を講じた。なお、2019年度税制改正において、適用期限を2年間延長(2020年度まで)することとされている。

第3節 戦略分野(自動走行、ロボット等)での産業育成

1 戦略分野における基盤整備

(1) 次世代人工知能・ロボット中核技術開発(56億95百万円)

社会課題の解決のために人工知能技術を活用することを目的として、人工知能技術に加えて、ロボットが柔軟に作業するためのセンサやアクチュエーションの技術など、現実空間での人工知能の適用に必要な技術を組み合わせた研究開発を実施した。また、「生産性」、「健康、医療・介護」、「空間の移動」分野における人工知能技術等の社会実装を目指した研究開発を行った。

(2) 高効率・高速処理を可能とする AIチップ・次世代コンピューティングの技術開発事業(100億円)

IoT 社会の到来により増加した膨大な量の情報を効率的に活用するため、ネットワークのエッジ側で動作する超低消費電力の革新的 AI チップに係るコンピューティング技術や、新原理により高速化と低消費電力化を両立する次世代コンピューティング技術(量子コンピュータ、脳型コンピュータ 等)等の開発を実施。

(3) IoT推進のための事業環境整備に向けた実証事業関連

水道インフラの維持・管理において IoT を活用した効率的なメンテナンスシステム、熟練作業員が持つノウハウをビッグデータ化し、製油所の安定的かつ効率的な運用システムなどの実現に向けた実証を実施。

- ・IoT を活用した社会インフラ等の高度化推進事業(15 億円)
- ・IoT 推進のための新産業モデル創出基盤整備事業(10 億44 百万円)
- ・IoT を活用した新市場創出促進事業(3 億円(2017 年度補正))

(4) 健康・医療情報を活用した行動変容促進事業(7 億円)

糖尿病等の生活習慣病領域では、各個人の生活習慣や行動を効果的に変容させられるかが大きな課題。このため、IoT 機器(ウェアラブル端末等)やその取得データを活用し、糖尿病等の予防・改善を図る実証研究を平成29年度より開始し、平成31年度まで実施中。行動変容を促すアプローチの方法や、その高度化に向けた基礎的なデータ解析手法等の開発を目指している。

(5) ロボット活用型市場化適用技術開発プロジェクト(5億78百万円)

汎用的な作業・工程に使える小型汎用ロボットの導入コストの2割削減に向け、ロボットの本体価格やシステムインテグレーションコストを引き下げるべくユーザーニーズと市場化出口を明確にし、プラットフォームロボットの開発（ハードウェア、ソフトウェアの機能要素を共通化）を実施。

(6) ロボット・ドローンが活躍する省エネルギー社会の実現プロジェクト(36億円)

物流やインフラ点検等を効率化できるロボットやドローンの性能評価基準、運航管理システム、衝突回避技術等を福島県のロボットテストフィールド等を活用し開発。その成果を国際標準化につなげるとともに、世界の最新技術を日本に集め日本発のルールでロボットの開発競争を加速させる仕組みを構築。

(7) 高度な自動走行システムの社会実装に向けた研究開発・実証事業費(35億円)

運輸部門の省エネルギーの推進やドライバー不足等の社会課題の解決を図るため、複数台のトラックによる隊列走行等の高度な自動走行システムの世界に先駆けた社会実装に向けて、安全性評価技術の研究開発を進めるとともに、実証事業等を通じて事業環境等の整備を進めた。

(8) 産業系サイバーセキュリティ推進事業((独)情報処理推進機構運営費交付金のうち19億11百万円)

重要インフラや我が国経済・社会の基盤を支える産業における、サイバー攻撃に対する防護力を強化するため、(独)情報処理推進機構（IPA）に設置する産業サイバーセキュリティ推進セ

ンターにおいて、官民の共同によりサイバーセキュリティ対策の中核となる人材を育成。また、制御システムの安全検証等を実施。

(9) 研究開発税制(再掲 第2部第1章第1節1.(1)①参照)**2 サイバーセキュリティの強化****(1) 産業系サイバーセキュリティ推進事業(再掲 第2部第3章第3節1.(8)参照)****(2) サイバーセキュリティ経済基盤構築事業(22億77百万円)**

(独)情報処理推進機構（IPA）サイバーレスキュー隊が、高度標的型サイバー攻撃を受けた企業等に対し、被害状況の把握や被害拡大を防ぐための初動対応支援（被害状況の把握や再発防止策策定）を実施。また、深刻なサイバー攻撃の温床となっている複数の国にまたがったサイバー攻撃基盤を駆除するため、標的型攻撃に関する情報を収集するとともに、各国のサイバー攻撃対応連絡調整窓口の間で情報を共有し、共同対処を行った。

(3) IT人材育成の戦略的推進(独立行政法人情報処理推進機構運営費交付金の内数)

(独)情報処理推進機構（IPA）において、ITを駆使してイノベーションを創出することのできる独創的なアイデア・技術を有する人材の発掘・育成を実施。また、若手情報セキュリティ人材の育成・排出するための倫理面も含めたセキュリティ技術と最新ノウハウを、第一線の技術者から伝授する場である「セキュリティ・キャンプ」を開催。

第4章**ものづくり基盤技術に係る学習の振興に関する事項****第1節 学校教育におけるものづくり教育の充実****1 初等中等教育において講じた施策****(1) スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール(1億49百万円の内数)**

社会の変化や産業の動向等に対応した、高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取組を行う専門高校をスーパー・プロフェッショナル・ハイスクール（SPH）として指定し、その取組を支援した。

(2) 全国産業教育フェアの開催(22百万円)

全国の専門高校等の生徒の学習成果を総合的に発表する場を提供し、学習意欲等を高めるとともに、産業界、教育界を始め、国民一般に広く産業教育への理解を深めてもらうため、専門高校等の生徒の研究発表や作品展示、ロボット競技大会等を行う「全国産業教育フェア」を2018年10月21日～10月22日（2日間）に山口県において開催した。

(3) 教員研修の実施((独)教職員支援機構の運営費交付金の内数)

産業教育担当教員等を対象とする教員研修を実施した。

(4) 産業教育施設・設備の整備

公立高等学校における産業教育施設整備については、学校施設環境改善交付金の対象事業とした。

なお、私立高等学校における産業教育のための実験実習については、必要な施設・設備の整備に係る経費の一部を学校法人に対して補助した。

(5) スーパーサイエンスハイスクール(国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数等)

将来国際的に活躍しうる科学技術人材の育成を図るため、先進的な理数系教育を実施する高等学校等を指定し、学習指導要領によらないカリキュラムの開発・実践や課題研究の推進、観察・実験等を通じた体験的・問題解決的な学習等を推進する。

(6) 理数教育充実のための総合的な支援(19億 12百万円)

理科教育における観察・実験や指導の充実に向けた指導体制を整えるための理科観察・実験アシスタントの配置の支援や、「理科教育振興法」(昭和28年法律第186号)に基づき、観察・実験に係る実験用機器をはじめとした理科、算数・数学教育に使用する設備の計画的な整備を進めている。

(7) 知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業((独)工業所有権情報・研修館運営費交付金の内数)

ものづくりや知的財産権の取得に必要な活動の体験などを通じて、専門高校及び高等専門学校の生徒・学生が「知的財産に関する創造力・実践力・活用力」を育む取組に対する支援を行った。

2 専修学校教育において講じた施策

(1) 専修学校による地域産業中核的人材養成事業(17億 40百万円)

専修学校等をはじめとした教育機関が産業界等と協働して、分野に応じた中長期的な人材育成に向けた協議体制の構築等を進めるとともに、これからの時代に対応した教育プログラム等の開発や社会人の学び直しの推進、効果的な産学連携教育の実施のためのガイドラインの作成等の取組を実施した。

(2) 「職業実践専門課程」の認定

2014年度から、企業等との密接な連携を通じ、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専修学校の専門課程を文部科学大臣が認定する「職業実践専門課程」制度を実施(認

定学校数：994校、認定学科数：2,986学科(2019年3月5日現在))。

(3) 「キャリア形成促進プログラム」の認定

2018年度から、専修学校における社会人が受講しやすい工夫や企業等との連携がされた実践的な短期プログラムを「キャリア形成促進プログラム」として文部科学大臣が認定する制度を創設。(認定学校数：10校、認定課程数：12課程(2019年1月17日現在))。

3 高等専門学校において講じた施策

社会的要請が高い分野における実践的・創造的な技術者を育成する国立高等専門学校の教育活動を支える基盤的な経費の充実に図るとともに、高専教育の高度化、日本型高専教育制度の海外展開と国際化を一体的に推進する取組を重点的に支援した。

4 大学教育において講じた施策

(1) Society5.0に対応した高度技術人材育成事業(11億 70百万円)

「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成(enPiT)」において、大学・高専における情報技術人材の育成機能を強化するため、産学協働の実践教育ネットワークの形成により、課題解決型学習(PBL)等の実践的な教育の一層の充実を図るとともに、新たに社会人学び直しのための体系的な教育プログラムの開発を推進している。具体的には、複数の大学・高専と産業界による全国的なネットワークを形成し、学部3～4年生を主な対象として、実際の課題に基づく課題解決型学習等の実践的な教育を推進した。また、大学が有する最新の研究の知見に基づき、社会人を主な対象とした情報技術分野を中心とする体系的で高度な短期の実践教育プログラム(演習・理論等)を、産業界・複数大学の協働により開発・実施した。

さらに、2018年度から新たに「超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業」を開始した。本事業では、産官学連携により実践的な教育ネットワークを構築し、文系理系を問わず様々な分野へデータサイエンスの応用展開を図り、各応用分野でデータから価値を創出しビジネス課題に答えを出すデータサイエンティストの育成を推進している。

加えて、2018年度から新たに「科学技術の社会実装教育エコシステム拠点の形成事業」を開始した。本事業では、産学共同で科学技術の社会実装に資する教育のエコシステム拠点を形成し、工学分野における主専攻・副専攻(メジャー・マイナー)、ダブルメジャーといった高度専門人材育成に必要な学部・大学院連結プログラム等の先導的開発に向けたフィージビリティを実施した。

(2) 職業実践力育成プログラム(BP)

社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目指し、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」(BP)として文部科学大臣が認定する制度を実施。(認定課程数:242課程(平成31年4月現在))

(3) 博士課程教育リーディングプログラム(71億円)

俯瞰力と独創力を備え、広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成するため、国内外の第一級の教員・学生を結集し、産学官の参画を得つつ、専門分野の枠を超えて博士

課程前期・後期一貫した学位プログラムを構築・展開する大学院教育の抜本的改革を支援する取組を実施した。

(4) 卓越大学院プログラム(56億円)

各大学が自身の強みを核に、これまでの大学院改革の成果を生かし、国内外の大学・研究機関・民間企業等と組織的な連携を行いつつ、世界最高水準の教育力・研究力を結集した5年一貫の博士課程学位プログラムを構築することで、あらゆるセクターを牽引する卓越した博士人材を育成するとともに、人材育成・交流及び新たな共同研究の創出が持続的に展開される卓越した拠点を形成する取組を推進する。

第2節 ものづくりに係る生涯学習の振興

1 一般市民や若年層に対する普及啓発

(1) 日本科学未来館での取組(国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数)

科学的な「モノの見方」を親子で体験する無料スペース「"おや?"っこひろば」では、科学コミュニケーターが親子の間に「やってみる」「実験する」をサポートしながら、実際に手を動かす事で実験やものづくりを体験し、親子で一緒に科学的思考を実践する取組を行っている。また、実験やゲームなどにより先端科学と暮らしとのかわりを紹介する「アクティビティ@コ・スタジオ」では、モノが様々な組み合わせで作られていることを体験できる実験を通して、モノや科学技術を見つめる姿勢や論理的に物事を考える力を育てる取組を行っている。

(2) 「子どもゆめ基金」事業による科学体験活動等への支援

(独)国立青少年教育振興機構では、「子どもゆめ基金」事業により、民間団体が行う子供の自然体験活動や科学体験活動などの様々な体験活動等に対して助成を行っている。2018年度は、5,746件の応募に対し、3,976件を採択した(参照:<http://yumekikin.niye.go.jp/>)。

(3) (独)国立科学博物館における講座・教室等

①国立科学博物館の活動

国立科学博物館では、自然史や科学技術史に関する調査研究と標本資料の収集・保管を行い、人々のものづくりへの関心を高める展示・学習支援活動を実施している。2018年度には、特別展「明治150年記念「日本を変えた千の技術博」を開催し、明治・大正・昭和・平成に至るまで、社会や暮らしを変えてき

た貴重な科学・技術の遺産の展示などをとおして、人々の創意工夫によりどのように産業が発展してきたかを学ぶ機会を提供した。また、企画展においては、ヒットネット【HITNET】ミニ企画展「紡いで、織る」や、ヒットネット【HITNET】ミニ企画展「日本の航空博物館」を開催し、パネルや展示品を見ながら、日々の生活を支え、豊かな文化を育んできた産業技術や、その歴史を紹介した。さらに、未就学児から成人までの幅広い世代に自然や科学の面白さを伝える学習支援活動を、利用者の特性に応じて実施した。

②「夏休みサイエンススクエア」

国立科学博物館では、未就学児から高校生を対象に、夏休みサイエンススクエアを実施した。館内で学習支援活動等を行うかはくボランティアの他、大学、高等専門学校、学会等の各機関・団体の協力を得て、実験・観察・工作等の参加型企画を多数開催し、参加者が科学に触れ、科学に親しむ場を提供した。

(4) 文化財の保存技術の保護(4億3百万円)

選定保存技術の保持者・保存団体が行う伝承者養成や技術の錬磨等に対して補助を行うとともに、支援が必要な文化財の保存技術を対象として保存団体等が行う伝承者養成等に補助を行った。また、選定保存技術の公開事業を行った。

2 技術者に対する生涯学習の支援

(1) 研究人材キャリア情報活用支援事業(国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数)

技術者の継続的な能力向上に資するため、能力開発や再教育のためのeラーニング教材をポータルサイト上で提供している。

第5章

その他ものづくり基盤技術の振興に関し必要な事項

第1節 国際協力

1 技能評価システム移転促進事業（1億7百万円）

開発途上国（インドネシア、カンボジア、ベトナム）に対し、我が国がこれまで国及び民間の双方において培ってきた技能評価システムのノウハウの移転を進めた。

具体的には、旋盤、フライス盤等の機械加工職種、電気機器組立て職種、機械検査職種等に係る技能検定に必要な試験基準の作成や試験の採点に関する研修、技能評価トライアルなどの実施により、日本式の技能検定に関するノウハウを移転した。

さらに、我が国及び現地国政府機関、企業等で構成する官民合同委員会を開催し、事業の実施状況の確認、今後の取組等について議論し、事業の継続的な改善を図った。

2 開発途上国における在職職業訓練指導員の能力向上事業（9百万円）

開発途上国の職業訓練の整備による高度な技能労働者の育成に資するため、開発途上国において在職している職業訓練指導員を我が国の専門的教育訓練施設に受入れ、高度で専門的な技能や指導技法等訓練指導に必要な能力を付与した。

2018年度は、インドネシア1人、スリランカ1人に対して、日本における最新の職業訓練基準に基づく職業訓練計画の策定方法及びキャリアコンサルティング技法等、職業訓練指導員としての能力向上を図る研修実施をそれぞれ行った。

3 JICA事業への協力等政府間の技術協力

外務省及び独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携し、開発途上国の人づくりを支援するため、我が国の経済社会の発展を支えてきた人材養成に係るノウハウを活用した。また、開発途上国における職業能力開発関係施設の整備・運営等に関する助言、職業能力開発分野の専門家の派遣、職業能力開発分野の研修員の受入に対する協力等を行った。

4 外国人技能実習制度（35億72百万円）

外国人技能実習制度は、技能移転を通じた開発途上国への国際協力を目的に、1993年に創設されたものである。2017年における技能実習2号への移行者数の最も多い職種は食品製造関係であり、続いて、機械・金属関係、建設関係となっている。

さらに、外国人の技能実習における技能等の適正な修得等の確保及び技能実習生の保護を図るため、管理監督体制の強化や制度の拡充などを内容とする「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が2017年11月1日に施行された。制度の適正な実施のため、新法施行に先立ち設立された外国人技能実習機構において、監理団体及び実習実施者に対する実地検査、技能実習生に対する母国語相談等を実施している。

第2節 ものづくり日本大賞

1 第8回ものづくり日本大賞の実施 ＜経産省、文科省、厚労省、国交省＞

ものづくり日本大賞は、製造・生産現場の中核を担っている中核人材や伝統的・文化的な「技」を支えてきた熟練人材、今後を担う若年人材など、「ものづくり」に携わっている各世代の人材のうち、特に優秀と認められる人材を顕彰するもの。経済産業省、国土交通省、厚生労働省、文部科学省が連携して2005年度より隔年開催しており、2019年度で8回目の開催を迎える。

2018年度においては、経済産業省では2019年度の表彰に向けて第8回ものづくり日本大賞の候補案件の募集を実施。また、協調領域におけるデータ共有等を通じて機械、技術、人

など様々なものをつなげることで、新たな付加価値の創出や課題解決を目指す「Connected Industries」の更なる推進に取り組んでいくため、「Connected Industries－優れた連携」部門を新設した。募集に際しては、専用ウェブサイト、パンフレット、ポスターを作成するなど、応募促進のための取組を行った。2018年11月16日から2019年1月25日にかけて募集を行った結果、全国から307件の応募があった。

経済産業省では応募結果を踏まえ、2019年度には、全国9地域に設置する地方分科会において第一次審査を、経済産業省が設置するものづくり日本大賞選考有識者会議において第二次審査を行い、受賞者の選定を行う。関係省庁の案件と合わせて受賞者を決定し、表彰式を実施する予定。

第6章

東日本大震災に係るものづくり基盤技術振興対策

第1節 資金繰り対策

1 震災からの再建・再生に向けた資金繰り支援

(1) 被災中小企業への資金繰り支援(政策金融)

東日本大震災より被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、株式会社日本政策金融公庫・株式会社商工組合中央金庫において、「東日本大震災復興特別貸付」を引き続き実施した。

また、原発事故に係る警戒区域等の公示の際に当該区域内に事業所を有していた中小企業者等や、地震・津波により事業所等が全壊・流失した中小企業者等に対しては、県の財団法人等を通じ、貸付金利を実質無利子化する措置を引き続き実施した。

(2) 被災中小企業への資金繰り支援(信用保証)

東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、既存の一般保証や災害関係保証、セーフティネット保

証とは別枠の新たな保証制度である「東日本大震災復興緊急保証」を引き続き実施した。

(3) 二重債務問題対策

平成23年度に東日本大震災の被災各県の中小企業再生支援協議会の体制を拡充する形で設置した、総合相談窓口である「産業復興相談センター」と、債権買取等を行う「産業復興機構」による中小事業者等の事業再生支援を引き続き実施した。

また、2011年11月21日に株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成23年法律第113号)が成立し、同法に基づき設立された「(株)東日本大震災事業者再生支援機構」においても金融機関等有する債権の買取等を通じた支援を行っている。なお、平成30年2月に法改正が行われ、震災支援機構の支援決定期間は約3年間(平成33年3月31日まで)延長されている。

第2節 工場等の復旧への支援

1 仮設工場、仮設店舗等整備事業等(総額361億円)

東日本大震災により甚大な被害を受けた被災中小企業等が早期に事業を再開するための支援として、(独)中小企業基盤整備機構が仮設工場、仮設店舗等を整備し、市町村を通じて原則無償で貸し出す事業を実施した。これまで、6県53市町村において、643案件が竣工している(2019年3月末時点)。また、2014年度から仮設施設の有効活用等を行う被災市町村に対する助成支援を開始。これまでに111件の仮設施設の解体・撤去や移設に要する経費を助成している(2019年3月末時点)。

2 中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金(149億60百万円)

東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進するため、①複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計

画を作成し、地域経済や雇用維持に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、国が1/2、県が1/4の補助、②商工会等の中小企業者のための指導・相談施設等の災害復旧事業にかかる費用に対して、国が1/2の補助、を実施し、被災された中小企業等のグループなどの施設の復旧等に対する支援を行った。

3 復旧・復興のための支援専門家派遣

(独)中小企業基盤整備機構が福島県(福島市)、宮城県(仙台市)、岩手県(盛岡市)に設置している中小企業復興支援センターにて、中小企業の相談対応や被災した中小企業、自治体及び支援機関(各種経済団体)に対して、専門家を無料で派遣する等の事業を実施した(災害復興アドバイス等支援事業)。

第3節 職業能力の開発及び向上

1 人材開発支援助成金の特例措置の実施(50百万円)【一部再掲】

東日本大震災復興対策の特例措置として、岩手県、宮城県及

び福島県の事業主が一般訓練及び認定実習併用職業訓練を行う場合については、助成率の引上げ等を引き続き実施した。

第4節 原子力災害からの復興支援

1 福島県における医療関連拠点整備

福島県における地域産業の活性化につなげる取組として、県内医療機関による国際的先端医療機器の開発・実証や福島県立医科大学を中心とした創薬拠点の整備等を行う事業について、原子力災害等からの復興等のために設置された福島県原子力災

害等復興基金を通じて支援している。

また、大型動物を用いた安全性評価や薬機法の許認可等に関するコンサルティング等の機能、企業や医療機関が活用できるトレーニングセンター設備を備えた拠点「ふくしま医療機器開発支援センター」を整備する事業について、同基金を通じて支援している。

第7章

熊本地震に係るものづくり基盤技術振興対策

第1節 資金繰り対策

1 震災からの再建・再生に向けた資金繰り支援

熊本地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者に対して、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫

による「平成 28 年熊本地震特別貸付」や、信用保証協会による通常とは別枠での 100%保証である「セーフティネット保証 4 号」などの資金繰り支援を引き続き実施した。

第2節 工場等の復旧への支援

1 中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金 (119億78百万円)

熊本地震に係る被災地域の復旧及び復興を促進するため、複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、地域経済や雇用維持に重要な役割を果たすものとして県が

ら認定を受けた場合に、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、国が 1/2、県が 1/4 の補助を実施し、被災した中小企業等のグループの施設の復旧等に対して支援を行った。

第8章

平成 30 年 7 月豪雨に係るものづくり基盤技術振興対策

第1節 資金繰り対策

1 災害からの再建・再生に向けた資金繰り支援

(1) 平成 30 年 7 月豪雨特別貸付

日本政策金融公庫が、平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰りを支援。2018 年 12 月末までの貸付実績は、約 1,100 件、約 130 億円となった。

(2) 信用保証による資金繰り対策

平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県及び福岡県の一部地域において、既存の一般保証とは別枠のセーフティネット保証

4 号及び災害関係保証を発動した。

(3) 政府関係金融機関の運営に必要な経費(マル経・衛経融資の貸付限度額・金利引下げ措置の拡充【財政投融资】)

平成 30 年 7 月豪雨より直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者に対し、無担保・無保証・低利で利用できる日本公庫によるマル経・衛経融資の貸付限度の拡充や金利の引下げを実施した。(平成 30 年 7 月豪雨型の平成 30 年度の実績は、マル経融資で 94 件、4.5 億円、衛経融資の実績はなし(平成 30 年 12 月末時点)。)

第2節 工場等の復旧への支援

1

中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金
(401億円(予備費)、314億円(一次補正))

平成30年7月豪雨に係る被災地域の復旧及び復興を促進するため、複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、地域経済や雇用維持に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、国が1/2、県が1/4の補助を実施し、被災した中小企業等のグループの施設の復旧等に対して支援を行った。

2

中小企業寄り添い型支援事業(3億40百万円)

特に被害の大きかった被災三県(岡山県、広島県、愛媛県)のよる支援拠点のコーディネーターを増員し、平成30年7月豪雨により生じた経営相談に対応するための体制を強化した。また、風評被害等による顧客離れ対策などの経営課題に対応するため、被災地域(災害救助法が適用された11府県)の中小企業・小規模事業者等に専門家等を派遣した。

第3節 事業再建に向けた販路開拓支援

1

小規模事業者持続化補助金による販路開拓支援(53億50百万円(予備費)、39億93百万円(一次補正))

平成30年7月豪雨により直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者に対して、本補助事業を実施し、早期に新たな経

営計画を作成し、事業再建に取り組むにあたり、その経営計画に沿って販路開拓に取り組むために要する経費の一部を支援した(採択件数:2,106件)。

第9章

北海道胆振東部地震に係るものづくり基盤技術振興対策

第1節 資金繰り対策

1

震災からの再建・再生に向けた資金繰り支援

(1) 災害復旧貸付

日本政策金融公庫が、平成30年北海道胆振東部地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰りを支援。2018年12月末までの貸付実績は、約630件、約50億円となった。

(2) 信用保証による資金繰り対策

平成30年北海道胆振東部地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、北海道の一部地域において、既存の一般保証とは別枠のセーフティネット保証及び災害関係保証を発動した。

第10章

ものづくり分野に係る主な表彰等制度

ものづくりの基盤技術の振興とともに、我が国のものづくり産業の発展に資する取組を行った企業又は個人に対する主な表彰等制度を概観する。

表彰制度名	表彰対象・概要	担当省庁	交付賞	頻度等
ものづくり日本大賞	我が国産業・文化を支えてきた「ものづくり」を継承・発展させるため、ものづくりを支える人材の意欲を高め、その存在を広く社会に知られるようにすることを目的に、製造・生産現場の中核を担っている中堅人材や、伝統的・文化的な「技」を支えてきた熟練人材、今後を担う若年人材など、「ものづくり」に携わっている各世代の人材のうち、特に優秀と認められる人材を表彰。	経済産業省 製造産業局 ものづくり政策 審議室	内閣総理大臣賞（経済産業省は新規募集・選定、厚生労働省・文部科学省・国土交通省は既存表彰事業から選定する形で4省上申） 経済産業大臣賞 文部科学大臣賞	【一般公募】 ＜隔年＞ 次回公募： 2020年秋頃
日本ベンチャー大賞	起業を志す人々や社会に対し、積極的に挑戦することの重要性や起業家一般の社会的な評価を浸透させ、社会全体の起業に対する意識の高揚を図ることを目的に、若者や起業家のロールモデルとなるインパクトのある新事業を創出したベンチャー企業を表彰。	経済産業省 経済産業政策局 新規事業創造推進室	内閣総理大臣賞 経済産業大臣賞 農林水産大臣賞	【一般公募】 ＜毎年＞ 次回公募：未定
工業標準化事業表彰	高度な標準策定能力を有し、標準化を企業戦略に生かせる人材の育成の強化を図ることを目的に、国際機関における国際標準策定や、国内規格（JIS）策定といった標準化活動に優れた功績を有する方、組織を表彰。	経済産業省 産業技術環境局 基準認証政策課	内閣総理大臣賞 経済産業大臣賞	【一般公募】 ＜毎年＞ 次回公募： 2019年4月～5月
ロボット大賞	ロボット技術の開発と事業化を促進し、技術革新と用途拡大を加速する、社会に役立つロボットに対する国民の認知度を高め、ロボットの需要を喚起することなどを目的に、将来の市場創出への貢献度や期待度が高いと考えられるロボット・応用システム並びにロボットに関連するビジネス・社会実装、要素技術、研究開発及び人材育成を表彰。	経済産業省 製造産業局 産業機械課 ロボット政策室	経済産業大臣賞 総務大臣賞 文部科学大臣賞 厚生労働大臣賞 農林水産大臣賞 国土交通大臣賞	【一般公募】 ＜隔年＞ 次回公募： 2020年春頃
製品安全対策優良企業表彰	事業者の製品安全に対する意識の向上や、企業の枠を越えて、製品安全を重要な価値として位置付ける「製品安全文化」の定着を図り、製品安全が持続的に向上していく、安全・安心な社会づくりを目的として、製品安全の確保に向け積極的に取り組んでいる製造事業者・輸入事業者・小売販売事業者等のうち、優れていると認められた企業・団体を表彰。	経済産業省 産業保安グループ製品安全課	経済産業大臣賞	【一般公募】 ＜毎年＞ 次回公募： 2019年5月～7月

表彰制度名	表彰対象・概要	担当省庁	交付賞	頻度等
知財功労賞	知的財産権制度の発展及び普及・啓発に貢献のあった個人、また、同制度を有効に活用し円滑な運営・発展に貢献のあった企業等に対して表彰。	経済産業省 特許庁 総務部秘書課 総務部企画調査課	経済産業大臣賞	【知財関係団体等からの推薦】 <毎年> 次回： 2019年秋頃
はばたく中小企業・小規模事業者 300 社	中小企業・小規模事業者の社会的認知度の向上や、そこで働く人たちのモチベーションの向上等を目的に、革新的な製品・サービス開発、地域経済の活性化、多様な人材活用等の観点から、優れた取り組みを行っている事業者を選定・公表。	経済産業省中小企業庁 技術・経営革新課	—	【中小企業関係団体等からの推薦】 次回： 2019年6月公表
新・ダイバーシティ経営企業 100 選	ダイバーシティ推進を経営成果に結びつけている企業の先進的な取組を広く紹介し、取り組む企業のすそ野拡大を目的に、「ダイバーシティ経営」（多様な人材を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを生み出し、価値創造につなげている経営）に優れた企業を表彰。	経済産業省 経済産業政策局 経済社会政策室	経済産業大臣賞	【一般公募】 <毎年> 次回公募： 2019年7月～9月頃
卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度	広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させて技能者の地位及び技能水準の向上を図るとともに、青少年がその適正に応じ、誇り希望を持って技能労働者となり、その職業に精進する気運を高めることを目的として卓越した技能者を表彰。	厚生労働省 人材開発統括官付能力評価担当参事官室	厚生労働大臣賞	【都道府県等からの推薦】 <毎年> 推薦受付期間： 2月～3月
職業能力開発関係 厚生労働大臣表彰	認定職業訓練や技能検定または技能振興の推進、技能水準の向上または技能労働者の処遇・地位の向上に資するとともに、職業能力開発促進法の周知徹底を図ることを目的に、認定職業訓練関係・技能検定関係・技能振興関係の優良事業所、団体および功労者を表彰。	厚生労働省人材開発統括官付能力評価担当参事官室	厚生労働大臣賞	【都道府県等からの推薦】 <毎年> 推薦受付期間： 8月上旬まで
若年者ものづくり競技大会	職業能力開発施設、認定職業訓練施設、工業高校等において技能を習得中の原則 20 歳以下の若者に対して技能レベルを競う場を提供することにより、これら若者に目標を付与し、技能を向上させることにより就業促進を図り、併せて若年技能者の裾野の拡大を図ることを目的として開催。その各競技職種の金賞に輝いた入賞者を表彰。	厚生労働省人材開発統括官付能力評価担当参事官室	厚生労働大臣賞	<毎年> 開催時期： 毎年夏頃
技能五輪全国大会	国内の原則 23 歳以下である青年技能者の技能レベルを競うことにより、青年技能者に努力目標を与えるとともに、技能に身近に触れる機会を提供するなど、広く国民一般に対して技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重気運の醸成を図ることを目的として開催。その各競技職種の優勝者を表彰。	厚生労働省人材開発統括官付能力評価担当参事官室	厚生労働大臣賞	<毎年> 開催時期： 毎年秋頃

表彰制度名	表彰対象・概要	担当省庁	交付賞	頻度等
障害者技能競技大会 (アビリンピック)	障害者が日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害者に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的に、アビリンピックの愛称の下、全国障害者技能競技大会を実施。その金賞受賞者を表彰。	厚生労働省人材開発統括官付特別支援室	厚生労働大臣賞	<国際大会開催年度を除き毎年秋頃>
技能グランプリ	技能グランプリは、技能士の技能の一層の向上を図ることを目的として、各都道府県から選抜（年齢制限はなし）された特に優れた技能を有する1級技能士等（単一等級含む）が参加する技能競技大会。各競技職種の優勝者のうち、特に顕著な成績を収めた者に対して、内閣総理大臣賞が授与される。内閣総理大臣賞受賞者以外の優勝者及び最優秀選手団に対して、厚生労働大臣賞が授与される。	厚生労働省人材開発統括官付能力評価担当参事官室	内閣総理大臣賞 厚生労働大臣賞	<隔年> 開催時期：年度末頃
職業能力開発論文 コンクール	職業能力開発関係者の意識の啓発を図り、職業能力開発の推進と向上に資することを目的として、職業能力開発に携わる方等によって執筆された職業能力開発の実践等に係る論文のうち、優秀な論文を選定。その優れた論文を表彰。	厚生労働省人材開発統括官付訓練企画室	厚生労働大臣賞	【一般公募】 <隔年> 2019年5月～ 7月末頃まで募集。
職業訓練教材 コンクール	職業訓練指導員の技術水準の向上を図り、もって職業訓練の推進とその向上に資することを目的として、公共職業訓練又は認定職業訓練等において、訓練を担当する職業訓練指導員等が開発した教材のうち、その使用により訓練の実施効果が上がり、創意工夫にあふれ、広く関係者に普及するに足る優れたものを選定。その優れた作品を表彰。	厚生労働省人材開発統括官付訓練企画室	厚生労働大臣賞	【一般公募】 <隔年> 次回公募 2020年5月～ 7月末頃
キャリア教育優良教育委員会、学校及びPTA団体等文部科学大臣表彰	キャリア教育の充実発展に尽力し、顕著な功績が認められる教育委員会、学校及びPTA団体等を各都道府県や政令指定都市教育委員会からの推薦に基づき、表彰。	文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課	文部科学大臣賞	【各都道府県・指定都市教育委員会からの推薦】 <毎年> 次回募集： 2019年夏頃
全国高等学校ロボット 競技大会	全国の専門高校等で学ぶ生徒が、仲間と協力しながら新鮮な発想で工夫を凝らし、創造力を発揮してロボットを製作する過程を通して、ものづくりの技術・技能を習得し、次世代を担う技術者としての資質を向上させることを目的として毎年開催されている競技大会。その優勝チームを表彰	文部科学省 初等中等教育局 参事官（高等学校担当）付産業教育振興室	優勝：文部科学大臣賞 技術奨励賞：経済産業大臣賞	【一般公募】 <毎年> 次回実施： 2019年10月

表彰制度名	表彰対象・概要	担当省庁	交付賞	頻度等
サイエンス・インカレ	学生の研究意欲を高めるとともに、課題設定・探究能力、独創性プレゼンテーション能力などを備えた創造性豊かな科学技術人材の育成を目的として、全国の自然科学系分野を学ぶ大学学部生等が自主研究の発表を行う。その優秀な発表者を表彰。	文部科学省 科学技術・学術政策局 人材政策課	文部科学大臣表彰	【一般公募】 <毎年> 次回公募： 2019 年夏頃